

平成31年 2月14日提出

平成31年2月市議会定例会

説明書・参考

〔 議案第18号～議案第32号 〕

島 田 市

説 明 書

議案第18号 島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について

市民の安全で安心な生活環境の保全及び健全な都市環境の確保に寄与することを目的として、大規模太陽光発電設備の適正な設置に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定し、一部の規定を除き、平成31年（2019年）6月1日から施行しようとするものです。

議案第19号 島田市空家等の適切な管理に関する条例について

市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その良好な生活環境の保全を図ることを目的として、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

議案第20号 島田市行政組織条例の一部を改正する条例について

平成31年4月から行政組織を再編するため、条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第21号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

森林簿及び森林計画図の閲覧並びにその写しの交付に係る手数料を無料とするため、条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第22号 島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

平成30年2月に定められた学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）の施行により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正され、放課後児童支援員の資格基準の一部が変更されたことを受け、本市においても同様の改正を行うため、条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第23号 島田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

平成29年6月に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、新たに設けられた共生型地域密着型サービスに係る基準について市町村の条例で定めることとされたため、条例の一部を改正し、公布の日から施行

しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第24号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

静岡県が新たに定めた国民健康保険運営方針において、各市町の賦課方式を統一する方針が示されたことを踏まえ、本市においても賦課方式を見直し、併せて、平成30年12月12日付けの厚生労働省からの減免期間の見直しに係る通知を受け、本市においても保険税の減免の規定を見直すため、条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第25号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

平成31年（2019年）10月1日から消費税及び地方消費税の税率が改定されることに伴い、公の施設の使用料等を改めるため、関連する46条例を一括して改正し、一部の規定を除き、平成31年（2019年）10月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第26号 島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例の一部を改正する条例について

平成27年6月に公布された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、大規模集客施設制限地区における建築の制限に関する規定の見直しを行うため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第27号 島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

消防団の組織の再編成に当たり、団員の定員の見直しを行うため、条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第28号 島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年9月に公布された学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）の施行により、水道法施行令（昭和32年政令336号）が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準の一部が変更されたことを受け、本市においても同様の改正を行うため、条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第29号 島田市地域情報化推進基金条例を廃止する条例について

平成30年度末をもって島田市地域情報化推進基金の全額を取り崩すこととなったため、条例を廃止し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

議案第30号 島田市・金谷町新市建設計画の変更について

平成16年11月に策定し、平成26年12月及び平成29年9月に変更を行った島田市・金谷町新市建設計画について、計画期間を延長し、現況の人口推計、財政計画、社会情勢等を反映させるため、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別冊のとおりです。

議案第31号 島田市・川根町まちづくり計画の変更について

平成19年4月に策定し、平成26年12月及び平成29年9月に変更を行った島田市・川根町まちづくり計画について、議案第30号による変更後の島田市・金谷町新市建設計画との整合を確保し、現況の社会情勢等を反映させるため、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別冊のとおりです。

議案第32号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により平成31年（2019年）10月1日から自動車取得税が廃止されるとともに軽自動車税環境性能割が導入されることから、静岡地方税滞納整理機構規約のうち軽自動車税及び自動車取得税の申告書処理等に係る規定を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により関係自治体と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第20号	島田市行政組織条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	1
議案第21号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	3
議案第22号	島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	9
議案第23号	島田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 ----- ◇島田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める規則（抜粋） -----	11 13
議案第24号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	15
議案第25号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例について ◇新旧条文対照表 -----	19
議案第26号	島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に 関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	107
議案第27号	島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改 正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	109
議案第28号	島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管 理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	111

- 議案第30号 島田市・金谷町新市建設計画の変更について
◇島田市・金谷町新市建設計画（変更後） ----- 別冊
- 議案第31号 島田市・川根町まちづくり計画の変更について
◇島田市・川根町まちづくり計画（変更後） ----- 別冊
- 議案第32号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
◇新旧条文対照表 ----- 115

議案第20号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市行政組織条例

新 条 文

(分掌事務)

第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 地域生活部

ア 男女共同参画の推進その他良好な地域社会を形成するための施策の推進の総括に関すること。

イ

ウ 省略

ク

(4) 省略

(5) 省略

(6) 産業観光部

ア

ウ 省略

カ

キ 国内外の地域との相互交流の促進に関すること。

(7) 省略

(8) 省略

対 照 表

旧 条 文

(分掌事務)

第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 地域生活部

ア 男女共同参画の推進、国内外の地域との相互交流の促進その他良好な地域社会を形成するための施策の推進の総括に関する事。

イ

ウ 省略

ク

(4) 省略

(5) 省略

(6) 産業観光部

ア

ウ 省略

カ

(7) 省略

(8) 省略

議案第21号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文

(免除)

第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 官公署からの請求によるもの（別表42の項から45の項まで、55の項及び56の項に規定する手数料を除く。）

(5)

ㄱ 省略

(7)

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
<u>32</u> ㄱ <u>60</u>	省略				
<u>61</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	省略		
			一戸建ての住宅以外の住宅	省略	
			住宅部分及び共用部分以外	省略	

対 照 表

旧 条 文					
<p>(免除)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)) 省略</p> <p>(3)</p> <p>(4) 官公署からの請求によるもの（別表44の項から47の項まで、<u>57の項及び58の項</u>に規定する手数料を除く。）</p> <p>(5)) 省略</p> <p>(7)</p> <p>別表（第2条関係）</p>					
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
32	森林簿又は森林計画図の写しの交付	森林簿又は森林計画図の写し交付手数料			1枚につき300円
33	森林簿又は森林計画図を閲覧に供する事務	森林簿又は森林計画図閲覧手数料			申請1件につき300円
34) 62	省略				
63	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	省略		
			一戸建ての住宅以外の住宅	省略	
			住宅部分及び共用部分以外	省略	

				の部分	適合証を添付しない場合建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から63の項までにおいて「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき	省略
						省略
						省略
<u>62</u> ↳ <u>87</u>	省略					

備考

- 1 42の項の建築物に関する建築確認申請等手数料 区分の欄中床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 省略
 - (4)
- 2 43の項の建築物に関する完了検査申請等手数料及び44の項の中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 区分の欄中床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

				の部分	適合証を添付しない場合建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から65の項までにおいて「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき	省略
						省略
						省略
<u>64</u> ～ <u>89</u>	省略					

備考

- 1 44の項の建築物に関する建築確認申請等手数料 区分の欄中床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 省略
 - (4)
- 2 45の項の建築物に関する完了検査申請等手数料及び46の項の中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 区分の欄中床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- 3 45の項の建築物に関する中間検査申請等手数料 区分の欄中床面積の合計は、建築基準法第7条の3第1項又は第18条第20項の検査を行う部分の床面積とする。
- 4 57の項の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、57の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 5 58の項の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、58の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 6 59の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、59の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 7 60の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、60の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 8 59の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び60の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 一戸建ての住宅以外の住宅の全体の認定の申請をする場合（当該住宅の全体の認定の申請に加え、住戸部分の認定の申請を同時に行う場合を含む。）の手数料の額は、それぞれ、住戸部分、共用部分並びに住居部分及び共用部分以外の部分に係る手数料の額を合算した額とする。
- 9 61の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、61の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 10 62の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、62の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 11 66の項の屋外広告物許可申請手数料 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 省略
 - (2) 省略

- (1) 省略
- (2) 省略
- 3 47の項の建築物に関する中間検査申請等手数料 区分の欄中床面積の合計は、建築基準法第7条の3第1項又は第18条第20項の検査を行う部分の床面積とする。
- 4 59の項の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、59の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 5 60の項の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、60の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 6 61の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、61の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 7 62の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、62の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 8 61の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び62の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 一戸建ての住宅以外の住宅の全体の認定の申請をする場合（当該住宅の全体の認定の申請に加え、住戸部分の認定の申請を同時に行う場合を含む。）の手数料の額は、それぞれ、住戸部分、共用部分並びに住居部分及び共用部分以外の部分に係る手数料の額を合算した額とする。
- 9 63の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、63の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 10 64の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、64の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 11 68の項の屋外広告物許可申請手数料 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 省略
 - (2) 省略

議案第22号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新 条 文

(職員)

第11条 省略

2 省略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)

ㄱ 省略

(4)

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6)

ㄱ 省略

(10)

4 省略

5 省略

対 照 表

旧 条 文
<p>(職員)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)</p> <p>) 省略</p> <p>(4)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)</p> <p>) 省略</p> <p>(10)</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>

新 条 文

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第78条の2の2第1項第1号及び第78条の4第1項に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員に関する基準は、規則で定める。

2 法第78条の2の2第1項第2号及び第78条の4第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

3 省略

対 照 表

等を定める条例

旧 条 文
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第78条の4第1項に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員に関する基準は、規則で定める。</p> <p>2 法第78条の4第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。</p> <p>3 省略</p>

島田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（抜粋）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節から第4節まで 省略

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定

障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

議案第24号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市国民健康保険税条例

新 条 文

(課税額)

第2条 省略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。

3 省略

4 省略

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.6を乗じて算定する。

2 省略

第4条 削除

(国民健康保険税の減額又は免除)

第26条 市長は次の各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減額し、又は免除する。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 次のいずれにも該当する者

ア 省略

イ 省略

(4) 省略

2 省略

3 省略

4 前3項に定めるもののほか、国民健康保険税の減額又は免除に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

対 照 表

旧 条 文

(課税額)

第2条 省略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。

3 省略

4 省略

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.1を乗じて算定する。

2 省略

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の20.0を乗じて算定する。

(国民健康保険税の減額又は免除)

第26条 市長は次の各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減額し、又は免除する。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 次のいずれにも該当する者 (資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)

ア 省略

イ 省略

(4) 省略

2 省略

3 省略

4 この規定による減額又は免除はその申請のあった後に最初に到来する納期以後において納付する税額分より適用する。

附 則

1

） 省略

19

1

↳ 省略

19

(平成22年度以後の年度分の国民健康保険税の減額又は免除の特例)

20 当分の間、平成22年度以後の第26条第1項第3号の規定による国民健康保険税の減額又は免除については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

議案第25号 参 考

新 旧 条 文

例規名 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費

新 条 文

○島田市休日急患診療所条例（第2条関係）

（消費税等の扱い）

第5条 前条の規定により使用料の額を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）が課される部分があるときは、当該課される部分に係る使用料の額は、前条の規定により算定した額に消費税等の額に相当する金額を加えて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表（第6条関係）

区分	単位	金額
診断書	1通につき	<u>1,630円</u>
証明書	1通につき	<u>1,100円</u>
意見書	1通につき	<u>5,500円</u>

○島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第3条関係）

別表第1（第12条関係）

区分	種別	取扱区分		手数料
省略				
がれき類等の埋め立てごみ	事業活動に伴い生ずるもの以外のもの（火災等により生じたものを除く。）	基本額	搬入量が10キログラム以上のとき 搬入1回につき	<u>550円</u>
		加算額	搬入量が100キログラムを超える部分につき100キログラムを増すごと 搬入1回につき	<u>550円</u>
省略				

○島田市住宅団地汚水処理場条例（第4条関係）

（使用料）

第4条 省略

対 照 表

税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

旧 条 文

○島田市休日急患診療所条例（第2条関係）

（消費税等の扱い）

第5条 前条の規定により使用料の額を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税が課される部分があるときは、当該課される部分に係る使用料の額は、前条の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表（第6条関係）

区分	単位	金額
診断書	1通につき	<u>1,610円</u>
証明書	1通につき	<u>1,080円</u>
意見書	1通につき	<u>5,400円</u>

○島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第3条関係）

別表第1（第12条関係）

区分	種別	取扱区分		手数料
省略				
がれき類等の埋め立てごみ	事業活動に伴い生ずるもの以外のもの（火災等により生じたものを除く。）	基本額	搬入量が10キログラム以上のとき 搬入1回につき	<u>540円</u>
		加算額	搬入量が100キログラムを超える部分につき100キログラムを増すごと 搬入1回につき	<u>540円</u>
	省略			

○島田市住宅団地汚水処理場条例（第4条関係）

（使用料）

第4条 省略

2 前項に規定する使用料の額は、次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

名 称	基本料金 (月額)	従量料金
		(水道使用量 1 立方メートルにつき)
島田市伊太住宅団地第一汚水処理場	1 世帯につき <u>1,980円</u>	<u>49.5円</u>
島田市伊太住宅団地第二汚水処理場	1 世帯につき <u>1,980円</u>	<u>49.5円</u>
島田市月坂住宅団地汚水処理場	1 世帯につき <u>1,980円</u>	<u>49.5円</u>

3

↳ 省略

5

○島田市斎場条例（第5条関係）

別表（第4条関係）

区分		使用料		
火葬炉	省略			死亡者又は体の一部（胎児を含む。）を火葬する者が市民以外の者であるときのみ徴収する。
	体の一部	1 件につき	<u>16,500円</u>	
特殊炉	医療汚物	使用の許可を受けた者が市民又は市内の医療機関であるとき。	1 件につき	<u>1,100円</u>
		使用の許可を受けた者が市民以外の者であるとき。	1 件につき	<u>8,230円</u>
	犬、猫等	使用の許可を受けた者が市民であるとき。	1 件につき	<u>3,300円</u>
		使用の許可を受けた者が市民以外の者であるとき。	1 件につき	<u>8,230円</u>

2 前項に規定する使用料の額は、次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

名 称	基本料金 (月額)	従量料金
		(水道使用量1立方メートルにつき)
島田市伊太住宅団地第一汚水処理場	1世帯につき <u>1,944円</u>	<u>48.6円</u>
島田市伊太住宅団地第二汚水処理場	1世帯につき <u>1,944円</u>	<u>48.6円</u>
島田市月坂住宅団地汚水処理場	1世帯につき <u>1,944円</u>	<u>48.6円</u>

3

↳ 省略

5

○島田市斎場条例（第5条関係）

別表（第4条関係）

区分		使用料		
火葬炉	省略			死亡者又は体の一部（胎児を含む。）を火葬する者が市民以外の者であるときのみ徴収する。
	体の一部	1件につき	<u>16,200円</u>	
特殊炉	医療汚物	使用の許可を受けた者が市民又は市内の医療機関であるとき。	1件につき <u>1,080円</u>	
		使用の許可を受けた者が市民以外の者であるとき。	1件につき <u>8,090円</u>	
	犬、猫等	使用の許可を受けた者が市民であるとき。	1件につき <u>3,240円</u>	
		使用の許可を受けた者が市民以外の者であるとき。	1件につき <u>8,090円</u>	

待合室	火葬に伴い使用するとき。	1室 2時間につき	<u>11,000円</u>	死亡者が市民以外の者であるときのみ徴収する。
	告別式に伴い使用するとき。	死亡者が市民であるとき。	1室 3時間につき <u>3,300円</u>	
		死亡者が市民以外の者であるとき。	1室 3時間につき <u>11,000円</u>	
告別式場		死亡者が市民であるとき。	3時間につき <u>6,600円</u>	
		死亡者が市民以外の者であるとき。	3時間につき <u>22,000円</u>	
ロビー	告別式のために使用するとき。	死亡者が市民であるとき。	3時間につき <u>3,300円</u>	
		死亡者が市民以外の者であるとき。	3時間につき <u>11,000円</u>	

備考 省略

○島田市民総合施設条例（第6条関係）

別表（第14条関係）

1 ホール利用料

利用区分	利用日の曜日等	利用時間及び基本利用料			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
ホール	平日	<u>7,700円</u>	<u>11,000円</u>	<u>14,300円</u>	<u>33,000円</u>
	土曜日、日曜日、休日	<u>9,230円</u>	<u>13,200円</u>	<u>17,150円</u>	<u>39,600円</u>

備考

- 1 利用者が入場料等を徴収する場合の利用料は、基本利用料に次の率を乗じた額を加算する。

入場者1人当たりの徴収額の最高額が

1,100円以下のとき 50パーセント

1,100円を超え3,300円以下のとき 100パーセント

3,300円を超えるとき 150パーセント

待合室	火葬に伴い使用する とき。	1室 2時間につき	<u>10,800円</u>	死亡者が市民以外 の者であるときのみ 徴収する。
	告別式に伴い使用する とき。	死亡者が市民である とき。	1室 3時間につき	<u>3,240円</u>
		死亡者が市民以外の 者であるとき。	1室 3時間につき	<u>10,800円</u>
告別式場		死亡者が市民である とき。	3時間につき	<u>6,480円</u>
		死亡者が市民以外の 者であるとき。	3時間につき	<u>21,600円</u>
ロビー	告別式のため使用する とき。	死亡者が市民である とき。	3時間につき	<u>3,240円</u>
		死亡者が市民以外の 者であるとき。	3時間につき	<u>10,800円</u>

備考 省略

○島田市民総合施設条例（第6条関係）

別表（第14条関係）

1 ホール利用料

利用区分	利用日の曜日等	利用時間及び基本利用料			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
ホール	平日	<u>7,560円</u>	<u>10,800円</u>	<u>14,040円</u>	<u>32,400円</u>
	土曜日、日曜日、休日	<u>9,070円</u>	<u>12,960円</u>	<u>16,840円</u>	<u>38,880円</u>

備考

- 1 利用者が入場料等を徴収する場合の利用料は、基本利用料に次の率を乗じた額を加算する。

入場者1人当たりの徴収額の最高額が

1,080円以下のとき 50パーセント

1,080円を超え3,240円以下のとき 100パーセント

3,240円を超えるとき 150パーセント

2 省略

3 省略

2 冷暖房利用料

利用区分	利用時間及び基本利用料			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
冷房	<u>9,900円</u>	<u>13,200円</u>	<u>15,400円</u>	<u>38,500円</u>
暖房	<u>8,800円</u>	<u>12,100円</u>	<u>14,300円</u>	<u>35,200円</u>

備考 省略

3 会議室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び基本利用料			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時か ら正午まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 6 時か ら午後 9 時 30分まで	午前 9 時か ら午後 9 時 30分まで
大会議室	156人	<u>3,950円</u>	<u>5,270円</u>	<u>6,910円</u>	<u>16,160円</u>
第 1 会議室	24人	<u>760円</u>	<u>970円</u>	<u>1,310円</u>	<u>3,060円</u>
第 2 会議室	20人	<u>760円</u>	<u>970円</u>	<u>1,310円</u>	<u>3,060円</u>
第 3 会議室	14人	<u>650円</u>	<u>870円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,630円</u>
第 4 会議室	24人	<u>870円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>3,500円</u>
第 5 会議室	12人	<u>430円</u>	<u>530円</u>	<u>760円</u>	<u>1,740円</u>
第 6 会議室	14人	<u>430円</u>	<u>530円</u>	<u>760円</u>	<u>1,740円</u>
第 1 多目的室	90人	<u>2,200円</u>	<u>2,960円</u>	<u>3,830円</u>	<u>9,000円</u>
第 2 多目的室	36人	<u>760円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,410円</u>	<u>3,280円</u>
第 3 多目的室	90人	<u>2,200円</u>	<u>2,960円</u>	<u>3,830円</u>	<u>9,000円</u>
和室 (大)	48人	<u>1,970円</u>	<u>2,630円</u>	<u>3,610円</u>	<u>8,230円</u>
和室 (小)	18人	<u>760円</u>	<u>970円</u>	<u>1,310円</u>	<u>3,060円</u>
第 1 練習室	63人	<u>1,530円</u>	<u>1,970円</u>	<u>2,510円</u>	<u>6,030円</u>
第 2 練習室	35人	<u>760円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,410円</u>	<u>3,280円</u>
第 3 練習室	36人	<u>760円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,410円</u>	<u>3,280円</u>
展示ホール		<u>1,630円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>7,130円</u>
栄養指導室	36人	<u>1,630円</u>	<u>2,200円</u>	<u>2,730円</u>	<u>6,580円</u>
第 1 楽屋		<u>650円</u>	<u>870円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,630円</u>
第 2 楽屋		<u>650円</u>	<u>870円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,630円</u>
シャワー室		<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>650円</u>
視聴覚室	56人	<u>1,630円</u>	<u>2,200円</u>	<u>2,730円</u>	<u>6,580円</u>

備考 省略

2 省略

3 省略

2 冷暖房利用料

利用区分	利用時間及び基本利用料			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
冷房	<u>9,720円</u>	<u>12,960円</u>	<u>15,120円</u>	<u>37,800円</u>
暖房	<u>8,640円</u>	<u>11,880円</u>	<u>14,040円</u>	<u>34,560円</u>

備考 省略

3 会議室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び基本利用料			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時か ら正午まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 6 時か ら午後 9 時 30分まで	午前 9 時か ら午後 9 時 30分まで
大会議室	156人	<u>3,880円</u>	<u>5,180円</u>	<u>6,790円</u>	<u>15,870円</u>
第 1 会議室	24人	<u>750円</u>	<u>960円</u>	<u>1,290円</u>	<u>3,010円</u>
第 2 会議室	20人	<u>750円</u>	<u>960円</u>	<u>1,290円</u>	<u>3,010円</u>
第 3 会議室	14人	<u>640円</u>	<u>860円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,590円</u>
第 4 会議室	24人	<u>860円</u>	<u>1,180円</u>	<u>1,390円</u>	<u>3,440円</u>
第 5 会議室	12人	<u>430円</u>	<u>530円</u>	<u>750円</u>	<u>1,710円</u>
第 6 会議室	14人	<u>430円</u>	<u>530円</u>	<u>750円</u>	<u>1,710円</u>
第 1 多目的室	90人	<u>2,160円</u>	<u>2,910円</u>	<u>3,770円</u>	<u>8,840円</u>
第 2 多目的室	36人	<u>750円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,390円</u>	<u>3,230円</u>
第 3 多目的室	90人	<u>2,160円</u>	<u>2,910円</u>	<u>3,770円</u>	<u>8,840円</u>
和室 (大)	48人	<u>1,940円</u>	<u>2,590円</u>	<u>3,550円</u>	<u>8,090円</u>
和室 (小)	18人	<u>750円</u>	<u>960円</u>	<u>1,290円</u>	<u>3,010円</u>
第 1 練習室	63人	<u>1,510円</u>	<u>1,940円</u>	<u>2,470円</u>	<u>5,930円</u>
第 2 練習室	35人	<u>750円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,390円</u>	<u>3,230円</u>
第 3 練習室	36人	<u>750円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,390円</u>	<u>3,230円</u>
展示ホール		<u>1,610円</u>	<u>2,160円</u>	<u>3,240円</u>	<u>7,010円</u>
栄養指導室	36人	<u>1,610円</u>	<u>2,160円</u>	<u>2,690円</u>	<u>6,470円</u>
第 1 楽屋		<u>640円</u>	<u>860円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,590円</u>
第 2 楽屋		<u>640円</u>	<u>860円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,590円</u>
シャワー室		<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>640円</u>
視聴覚室	56人	<u>1,610円</u>	<u>2,160円</u>	<u>2,690円</u>	<u>6,470円</u>

備考 省略

4 附属設備等利用料

(1) 舞台用設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
所作台	1 式	<u>6,600円</u>	開丁場を含む。
省略			
松羽目	1 式	<u>1,100円</u>	
竹羽目	1 式	<u>1,100円</u>	
金屏風	1 双	<u>1,100円</u>	
省略			
地絨	1 枚	<u>1,100円</u>	
紗幕	1 枚	<u>1,100円</u>	
省略			
音響反射板	1 式	<u>4,400円</u>	
省略			
スモークマシン	1 台	<u>3,300円</u>	

(2) 照明用設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
ボーダーライト	1 列	<u>1,100円</u>	
フットライト	1 列	<u>650円</u>	
アッパーホリゾントライト	1 列	<u>1,310円</u>	
ロアーホリゾントライト	1 列	<u>970円</u>	
省略			
ピンスポットライト	1 台	<u>1,630円</u>	クセノン 2 kW
ピンスポットライト	1 台	<u>1,100円</u>	クセノン 1 kW
ピンスポットライト	1 台	<u>650円</u>	ハロゲン650W
省略			

4 附属設備等利用料

(1) 舞台用設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
所作台	1 式	<u>6,480円</u>	開丁場を含む。
省略			
松羽目	1 式	<u>1,080円</u>	
竹羽目	1 式	<u>1,080円</u>	
金屏風	1 双	<u>1,080円</u>	
省略			
地拵	1 枚	<u>1,080円</u>	
紗幕	1 枚	<u>1,080円</u>	
省略			
音響反射板	1 式	<u>4,320円</u>	
省略			
スモークマシン	1 台	<u>3,240円</u>	

(2) 照明用設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
ボーダーライト	1 列	<u>1,080円</u>	
フットライト	1 列	<u>640円</u>	
アッパーホリゾントライト	1 列	<u>1,290円</u>	
ロアーホリゾントライト	1 列	<u>960円</u>	
省略			
ピンスポットライト	1 台	<u>1,610円</u>	クセノン 2 kW
ピンスポットライト	1 台	<u>1,080円</u>	クセノン 1 kW
ピンスポットライト	1 台	<u>640円</u>	ハロゲン650W
省略			

エフェクトマシン	1台	<u>870円</u>	
ミラーボール	1台	<u>870円</u>	
ドラムマシン	1台	<u>870円</u>	
省略			

(3) 音響用設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
場内拡声装置	1式	<u>2,200円</u>	
場内拡声装置	1式	<u>1,100円</u>	会議室等
モニタースピーカー	1台	<u>650円</u>	
効果調整卓	1台	<u>870円</u>	
ミキサー	1台	<u>1,100円</u>	16チャンネル
ミキサー	1台	<u>870円</u>	8チャンネル
コンデンサーマイク	1本	<u>970円</u>	
省略			
ワイヤレスマイク	1本	<u>1,100円</u>	会議室を含む。
三点吊マイク	1式	<u>1,630円</u>	マイクロフォンを含む。
エレベーターマイク	1式	<u>1,630円</u>	マイクロフォンを含む。
録音用ハイスタンド	1式	<u>1,630円</u>	マイクロフォンを含む。
省略			
レコードプレーヤー	1台	<u>650円</u>	
CDプレーヤー	1台	<u>650円</u>	
DATレコーダー	1台	<u>1,100円</u>	
テープレコーダー	1台	<u>650円</u>	オープン
省略			

(4) 映写設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
16ミリ映写機	1台	<u>5,500円</u>	
16ミリ映写機	1台	<u>1,100円</u>	会議室等
スライド	1台	<u>1,100円</u>	
OHP	1台	<u>1,100円</u>	
スクリーン	1式	<u>1,100円</u>	
省略			

(5) 楽器利用料

エフェクトマシン	1台	<u>860円</u>	
ミラーボール	1台	<u>860円</u>	
ドラムマシン	1台	<u>860円</u>	
省略			

(3) 音響用設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
場内拡声装置	1式	<u>2,160円</u>	
場内拡声装置	1式	<u>1,080円</u>	会議室等
モニタースピーカー	1台	<u>640円</u>	
効果調整卓	1台	<u>860円</u>	
ミキサー	1台	<u>1,080円</u>	16チャンネル
ミキサー	1台	<u>860円</u>	8チャンネル
コンデンサーマイク	1本	<u>960円</u>	
省略			
ワイヤレスマイク	1本	<u>1,080円</u>	会議室を含む。
三点吊マイク	1式	<u>1,610円</u>	マイクロフォンを含む。
エレベーターマイク	1式	<u>1,610円</u>	マイクロフォンを含む。
録音用ハイスタンド	1式	<u>1,610円</u>	マイクロフォンを含む。
省略			
レコードプレーヤー	1台	<u>640円</u>	
CDプレーヤー	1台	<u>640円</u>	
DATレコーダー	1台	<u>1,080円</u>	
テープレコーダー	1台	<u>640円</u>	オープン
省略			

(4) 映写設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
16ミリ映写機	1台	<u>5,400円</u>	
16ミリ映写機	1台	<u>1,080円</u>	会議室等
スライド	1台	<u>1,080円</u>	
OHP	1台	<u>1,080円</u>	
スクリーン	1式	<u>1,080円</u>	
省略			

(5) 楽器利用料

品名	単位	利用料	摘要
フルコンサートピアノ	1台	<u>5,500円</u>	調律別 椅子付き
セミコンサートピアノ	1台	<u>2,730円</u>	調律別 椅子付き
アップライト	1台	<u>1,630円</u>	調律別 椅子付き
省略			

(6) その他利用料

品名	単位	利用料	摘要
省略			
テレビ中継	1式	<u>11,000円</u>	
ラジオ中継	1式	<u>5,500円</u>	
省略			

備考 省略

5 物品販売利用料

利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
利用料	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,400円</u>	<u>9,900円</u>

○島田市金谷生きがいセンター条例（第7条関係）

別表（第15条関係）

1 ホール等利用料

利用区分	定員	利用区分及び基本利用料				
		午前	午後	夜間	全日	
		午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで	
夢づくり会館	ホール	583人	<u>5,330円</u>	<u>5,330円</u>	<u>5,330円</u>	<u>16,020円</u>
	舞台	—	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>
	控室	—	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>
	パントリー	—	<u>2,120円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,120円</u>	<u>6,400円</u>
	健康づくりの部屋	150人	<u>1,590円</u>	<u>1,590円</u>	<u>1,590円</u>	<u>4,800円</u>
	学習の部屋	108人	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>
	会議の部屋	32人	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>
	料理の部屋	55人	<u>1,590円</u>	<u>1,590円</u>	<u>1,590円</u>	<u>4,800円</u>
創作の部屋	—	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>	

品名	単位	利用料	摘要
フルコンサートピアノ	1台	<u>5,400円</u>	調律別 椅子付き
セミコンサートピアノ	1台	<u>2,690円</u>	調律別 椅子付き
アップライト	1台	<u>1,610円</u>	調律別 椅子付き
省略			

(6) その他利用料

品名	単位	利用料	摘要
省略			
テレビ中継	1式	<u>10,800円</u>	
ラジオ中継	1式	<u>5,400円</u>	
省略			

備考 省略

5 物品販売利用料

利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
利用料	<u>2,160円</u>	<u>3,240円</u>	<u>4,320円</u>	<u>9,720円</u>

○島田市金谷生きがいセンター条例（第7条関係）

別表（第15条関係）

1 ホール等利用料

利用区分	定員	利用区分及び基本利用料				
		午前	午後	夜間	全日	
		午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで	
夢づくり会館	ホール	583人	<u>5,240円</u>	<u>5,240円</u>	<u>5,240円</u>	<u>15,730円</u>
	舞台	—	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>
	控室	—	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>
	パントリー	—	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>	<u>6,290円</u>
	健康づくりの部屋	150人	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>4,720円</u>
	学習の部屋	108人	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
	会議の部屋	32人	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>
	料理の部屋	55人	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>4,720円</u>
創作の部屋	—	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>	

五和会館	和室	40人	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>
	茶室	10人	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>

備考 省略

2 附帯設備利用料

品名	単位	利用料
省略		
音響反射板	1 式	<u>3,190円</u>
省略		
陶芸窯	1 式	<u>2,120円</u>
回転釜	1 台	<u>1,050円</u>
省略		

備考 省略

3 冷暖房利用料

利用区分		利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
夢づくり会館	ホール	<u>1,590円</u>	<u>1,590円</u>	<u>1,590円</u>	<u>4,800円</u>
	舞台	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>
	控室	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>
	パントリー	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>
	健康づくりの部屋	<u>1,590円</u>	<u>1,590円</u>	<u>1,590円</u>	<u>4,800円</u>
	学習の部屋	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>
	会議の部屋	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>
	料理の部屋	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>
	創作の部屋	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>
五和会館	和室	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>
	茶室	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>

五 会 和 館	和室	40人	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
	茶室	10人	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>

備考 省略

2 附帯設備利用料

品名	単位	利用料
省略		
音響反射板	1 式	<u>3,140円</u>
省略		
陶芸窯	1 式	<u>2,090円</u>
回転がま	1 台	<u>1,040円</u>
省略		

備考 省略

3 冷暖房利用料

利用区分		利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
夢 づ く り 会 館	ホール	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>4,720円</u>
	舞台	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
	控室	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>
	パントリー	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
	健康づくりの部屋	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>4,720円</u>
	学習の部屋	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
	会議の部屋	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
	料理の部屋	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
	創作の部屋	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
五 会 和 館	和室	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
	茶室	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>

4 展示コーナー利用料

利用区分	利用時間及び利用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 8 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
営業を目的と して利用する 場合	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>

5 テニスコート利用料

利用区分	利用時間及び基本利用料								
	午前		午後		夜間		全日		
	午前 8 時 30 分 から午前 10 時 25 分まで	午前 10 時 35 分 から午後 0 時 30 分まで	午後 0 時 40 分 から午後 2 時 35 分まで	午後 2 時 45 分 から午後 4 時 40 分まで	午後 4 時 50 分 から午後 6 時 50 分まで	午後 7 時から 午後 9 時 まで	午前 8 時 30 分 から午後 9 時 まで		
夢づくり会館	テニス コート	1 面 につき	260円	260円	260円	260円	410円	410円	<u>1,920円</u>

備考 省略

6 物品販売利用料

利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 8 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
利用料	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,400円</u>	<u>9,900円</u>

○島田市自転車等駐車場条例（第 8 条関係）

別表（第 5 条、第 7 条関係）

区分	種別	単位	料金	
			一般	学生
自転車	一時利用	1 回	150 円	150 円
	定期利用	1 月	<u>2,540 円</u>	<u>2,030 円</u>
原動機付自転車	一時利用	1 回	200 円	200 円
	定期利用	1 月	<u>3,050 円</u>	<u>2,440 円</u>

4 展示コーナー利用料

利用区分	利用時間及び利用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 8 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
営業を目的と して利用する 場合	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>

5 テニスコート利用料

利用区分	利用時間及び基本利用料								
	午前		午後		夜間		全日		
	午前 8 時 30 分 から午 前 10 時 25 分ま で	午前 10 時 35 分 から午 後 0 時 30 分ま で	午後 0 時 40 分 から午 後 2 時 35 分ま で	午後 2 時 45 分 から午 後 4 時 40 分ま で	午後 4 時 50 分 から午 後 6 時 50 分ま で	午後 7 時から 午後 9 時まで	午前 8 時 30 分 から午 後 9 時 まで		
夢 づくり 会館	テニス コート	1 面 につ き	260円	260円	260円	260円	410円	410円	<u>1,890円</u>

備考 省略

6 物品販売利用料

利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 8 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
利用料	<u>2,160円</u>	<u>3,240円</u>	<u>4,320円</u>	<u>9,720円</u>

○島田市自転車等駐車場条例（第 8 条関係）

別表（第 5 条、第 7 条関係）

区分	種別	単位	料金	
			一般	学生
自転車	一時利用	1 回	150 円	150 円
	定期利用	1 月	<u>2,500 円</u>	<u>2,000 円</u>
原動機付自転車	一時利用	1 回	200 円	200 円
	定期利用	1 月	<u>3,000 円</u>	<u>2,400 円</u>

備考 省略

○島田市自転車等の放置防止に関する条例（第9条関係）

（費用の徴収）

第14条 省略

2 前項の規定により徴収する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自転車 1台につき1,010円

(2) 原動機付自転車 1台につき1,520円

○島田市地域交流センター条例（第10条関係）

別表（第17条関係）

利用区分	利用時間及び基本利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
第1会議室	<u>1,250円</u>	<u>1,670円</u>	<u>2,500円</u>	<u>5,430円</u>
第2会議室	<u>1,770円</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,550円</u>	<u>7,750円</u>
第3会議室	<u>1,150円</u>	<u>1,560円</u>	<u>2,400円</u>	<u>5,130円</u>
第4会議室	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>1,350円</u>	<u>2,820円</u>
第5会議室	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>1,350円</u>	<u>2,820円</u>
第6会議室	<u>830円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,670円</u>	<u>3,660円</u>
第7会議室	<u>830円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,670円</u>	<u>3,660円</u>
第8会議室	<u>1,250円</u>	<u>1,670円</u>	<u>2,500円</u>	<u>5,430円</u>
多目的ホール	<u>8,060円</u>	<u>10,780円</u>	<u>16,230円</u>	<u>35,080円</u>

備考 省略

○島田市東海道金谷宿お休み処条例（第11条関係）

別表（第17条関係）

1 4月1日から9月30日までの期間

利用区分	利用時間及び基本利用料金		
	午前	午後	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
展示室	<u>520円</u>	<u>700円</u>	<u>1,240円</u>

2 10月1日から翌年3月31日までの期間

利用区分	利用時間及び基本利用料金		
	午前	午後	全日

備考 省略

○島田市自転車等の放置防止に関する条例（第9条関係）

（費用の徴収）

第14条 省略

2 前項の規定により徴収する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自転車 1台につき1,000円

(2) 原動機付自転車 1台につき1,500円

○島田市地域交流センター条例（第10条関係）

別表（第17条関係）

利用区分	利用時間及び基本利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
第1会議室	<u>1,230円</u>	<u>1,640円</u>	<u>2,460円</u>	<u>5,340円</u>
第2会議室	<u>1,740円</u>	<u>2,360円</u>	<u>3,490円</u>	<u>7,610円</u>
第3会議室	<u>1,130円</u>	<u>1,540円</u>	<u>2,360円</u>	<u>5,040円</u>
第4会議室	<u>610円</u>	<u>820円</u>	<u>1,330円</u>	<u>2,770円</u>
第5会議室	<u>610円</u>	<u>820円</u>	<u>1,330円</u>	<u>2,770円</u>
第6会議室	<u>820円</u>	<u>1,130円</u>	<u>1,640円</u>	<u>3,600円</u>
第7会議室	<u>820円</u>	<u>1,130円</u>	<u>1,640円</u>	<u>3,600円</u>
第8会議室	<u>1,230円</u>	<u>1,640円</u>	<u>2,460円</u>	<u>5,340円</u>
多目的ホール	<u>7,920円</u>	<u>10,590円</u>	<u>15,940円</u>	<u>34,450円</u>

備考 省略

○島田市東海道金谷宿お休み処条例（第11条関係）

別表（第17条関係）

1 4月1日から9月30日までの期間

利用区分	利用時間及び基本利用料金		
	午前	午後	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
展示室	<u>520円</u>	<u>690円</u>	<u>1,220円</u>

2 10月1日から翌年3月31日までの期間

利用区分	利用時間及び基本利用料金		
	午前	午後	全日

	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時から 午後4時まで
展示室	520円	520円	1,050円

備考 省略

○島田市野外活動センター条例（第12条関係）

別表第2（第15条関係）

1 研修室等利用料

利用区分		定員	利用料			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
センター ハウス	研修室	24人	530円	650円	650円	1,860円
	第1休憩室	18人	530円	650円	650円	1,860円
	第2休憩室	18人	530円	650円	650円	1,860円
宿泊棟	第1集会室	30人	530円	650円	650円	1,860円
	第2集会室	70人	1,100円	1,310円	1,310円	3,730円
	和室（小）	14人	530円	650円	650円	1,860円
	和室（大）	33人	870円	1,100円	1,100円	3,070円
省略						

備考 省略

2 和室（宿泊で利用する場合）利用料

(1) 基本利用料

利用区分	定員	単位	宿泊者の区分	利用料
和室（小）	10人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	2,730円
			高校生の団体	4,930円
			その他の者	8,230円
和室（大）	20人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	5,500円
			高校生の団体	9,900円
			その他の者	16,500円

(2) 省略

3 省略

4 キャンプ場利用料

利用区分	単位	利用料
宿泊での利用	テント1張、1夜につき	1,030円
省略		

備考 省略

5 貸出用テント利用料

	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時から 午後4時まで
展示室	520円	520円	1,040円

備考 省略

○島田市野外活動センター条例（第12条関係）

別表第2（第15条関係）

1 研修室等利用料

利用区分		定員	利用料			
			午前 午前9時 から正午 まで	午後 午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後6時 から午後 9時まで	全日 午前9時 から午後 9時まで
センター ハウス	研修室	24人	530円	640円	640円	1,830円
	第1休憩室	18人	530円	640円	640円	1,830円
	第2休憩室	18人	530円	640円	640円	1,830円
宿泊棟	第1集会室	30人	530円	640円	640円	1,830円
	第2集会室	70人	1,080円	1,290円	1,290円	3,670円
	和室（小）	14人	530円	640円	640円	1,830円
	和室（大）	33人	860円	1,080円	1,080円	3,020円
省略						

備考 省略

2 和室（宿泊で利用する場合）利用料

(1) 基本利用料

利用区分	定員	単位	宿泊者の区分	利用料
和室（小）	10人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	2,690円
			高校生の団体	4,850円
			その他の者	8,090円
和室（大）	20人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	5,400円
			高校生の団体	9,720円
			その他の者	16,200円

(2) 省略

3 省略

4 キャンプ場利用料

利用区分	単位	利用料
宿泊での利用	テント1張、1夜につき	1,020円
省略		

備考 省略

5 貸出用テント利用料

利用区分	単位	利用料
5人用テント	1張、1夜につき	<u>700円</u>
4人用テント		340円

6 テニスコート利用料

単位	利用料				
	午前		午後		
	午前8時30分から午前10時30分まで	午前10時30分から午後0時30分まで	午後0時30分から午後2時30分まで	午後2時30分から午後4時30分まで	午後4時30分から午後6時30分まで
1面につき	<u>740円</u>	<u>740円</u>	<u>740円</u>	<u>740円</u>	<u>740円</u>

備考 省略

○島田市農村環境改善センター条例（第13条関係）

別表（第7条関係）

1 大津農村環境改善センター使用料

(1) 会議室等使用料

使用区分	定員	使用料				
		午前	午後	夜間	全日	
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	
大会議室	250人	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,630円</u>	<u>3,720円</u>	
農事研修室	25人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>	
生活研修室	(小)	20人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
	(大)	30人	430円	530円	<u>650円</u>	<u>1,630円</u>
調理実習室	30人	<u>650円</u>	<u>760円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,620円</u>	
創作室	20人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>	

(2) 冷暖房使用料

使用区分		使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
大会議室		<u>1,860円</u>	<u>2,200円</u>	<u>1,860円</u>	<u>5,920円</u>
農事研修室		<u>1,310円</u>	<u>1,530円</u>	<u>1,310円</u>	<u>4,170円</u>
生活研修室	(小)	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>970円</u>	<u>3,060円</u>
	(大)	<u>1,530円</u>	<u>1,750円</u>	<u>1,530円</u>	<u>4,830円</u>

利用区分	単位	利用料
5人用テント	1張、1夜につき	<u>690円</u>
4人用テント		340円

6 テニスコート利用料

単位	利用料				
	午前		午後		
	午前8時30分から午前10時30分まで	午前10時30分から午後0時30分まで	午後0時30分から午後2時30分まで	午後2時30分から午後4時30分まで	午後4時30分から午後6時30分まで
1面につき	<u>730円</u>	<u>730円</u>	<u>730円</u>	<u>730円</u>	<u>730円</u>

備考 省略

○島田市農村環境改善センター条例（第13条関係）

別表（第7条関係）

1 大津農村環境改善センター使用料

(1) 会議室等使用料

使用区分	定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
大会議室	250人	<u>960円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,610円</u>	<u>3,660円</u>
農事研修室	25人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
生活研修室	(小) 20人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
	(大) 30人	430円	530円	<u>640円</u>	<u>1,610円</u>
調理実習室	30人	<u>640円</u>	<u>750円</u>	<u>1,180円</u>	<u>2,580円</u>
創作室	20人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分		使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
大会議室		<u>1,830円</u>	<u>2,160円</u>	<u>1,830円</u>	<u>5,820円</u>
農事研修室		<u>1,290円</u>	<u>1,510円</u>	<u>1,290円</u>	<u>4,100円</u>
生活研修室	(小)	<u>960円</u>	<u>1,080円</u>	<u>960円</u>	<u>3,010円</u>
	(大)	<u>1,510円</u>	<u>1,720円</u>	<u>1,510円</u>	<u>4,750円</u>

調理実習室	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,820円</u>
創作室	<u>760円</u>	<u>870円</u>	<u>760円</u>	<u>2,400円</u>

2 伊久身農村環境改善センター使用料

(1) 研修室等使用料

使用区分	定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
多目的ホール	80人	260円	310円	530円	<u>1,140円</u>
農事研修室	15人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
生活研修室	25人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
調理実習室	12人	530円	<u>650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,300円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
多目的ホール	<u>590円</u>	<u>700円</u>	<u>590円</u>	<u>1,900円</u>
農事研修室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
生活研修室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
調理実習室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>

○島田市都市公園条例（第14条関係）

別表第 1（第16条関係）

区分	単位	占用料等
省略		
行為をする場合	(2) 業としての写真、映画等の撮影をする場合	1 件につき 1 日 <u>2,200円</u>
	(3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	省略
		面積により難しいもの
省略		

調理実習室	<u>1,180円</u>	<u>1,390円</u>	<u>1,180円</u>	<u>3,760円</u>
創作室	<u>750円</u>	<u>860円</u>	<u>750円</u>	<u>2,360円</u>

2 伊久身農村環境改善センター使用料

(1) 研修室等使用料

使用区分	定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
多目的ホール	80人	260円	310円	530円	<u>1,120円</u>
農事研修室	15人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
生活研修室	25人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
調理実習室	12人	530円	<u>640円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,260円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
多目的ホール	<u>580円</u>	<u>690円</u>	<u>580円</u>	<u>1,870円</u>
農事研修室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
生活研修室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
調理実習室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>

○島田市都市公園条例（第14条関係）

別表第 1（第16条関係）

区分	単位	占用料等
省略		
行為をする場合	(2) 業としての写真、映画等の撮影をする場合	1 件につき 1 日 <u>2,160円</u>
	(3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	省略
		面積により難いもの
省略		

別表第2（第16条関係）

1 島田球場

(1) 施設使用

区 分			使 用 時 間					
			午 前		午 後		夜 間	
			午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外
全部使用	入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	職業野球	99,000円		138,600円		160,600円	
		一般	12,100円	14,300円	17,600円	19,800円	19,800円	22,000円
		高等学校 生徒以下	9,900円	12,100円	13,200円	15,400円	15,400円	17,600円
	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	職業野球	9,900円		13,200円		15,400円	
		一般	4,930円	7,130円	6,600円	8,800円	7,700円	9,900円
		高等学校 生徒以下	3,830円	6,030円	4,400円	6,600円	5,500円	7,700円
一 部 使 用	一般	3,300円	4,400円	4,400円	5,500円	5,500円	6,600円	
	高等学校生徒以下	2,200円	3,300円	3,300円	4,400円	4,400円	5,500円	

備考 省略

(2) 照明設備使用

区 分		使 用 料 （ 1 時 間 に つ き ）		
		全灯	2分の1灯	4分の1灯
職業野球		93,500円		
一般・高等学校生徒 以下	市内	14,950円	7,130円	3,610円
	市外	18,700円	9,330円	4,710円

(3) 附帯設備使用

区 分		使 用 料	
スコアボード	1回につき	市内	1,630円
		市外	1,860円
省略			
放送設備	1式1回につき	市内	1,630円
		市外	1,860円

備考 省略

(4) 会議室等使用

使用区分	使 用 時 間			
	午 前	午 後	夜 間	昼 間

別表第2（第16条関係）

1 島田球場

(1) 施設使用

区 分			使 用 時 間						
			午 前		午 後		夜 間		
			午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		
			市内	市外	市内	市外	市内	市外	
全部使用	入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	職業野球	97,200円		136,080円		157,680円		
		一般	11,880円	14,040円	17,280円	19,440円	19,440円	21,600円	
	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	職業野球	9,720円		12,960円		15,120円		
		一般	4,850円	7,010円	6,480円	8,640円	7,560円	9,720円	
	一部使用	一般	職業野球	3,770円	5,930円	4,320円	6,480円	5,400円	7,560円
			一般	3,240円	4,320円	4,320円	5,400円	5,400円	6,480円
	高等学校生徒以下	2,160円	3,240円	3,240円	4,320円	4,320円	5,400円		

備考 省略

(2) 照明設備使用

区 分		使 用 料 （ 1 時 間 に つ き ）		
		全灯	2分の1灯	4分の1灯
職業野球		91,800円		
一般・高等学校生徒以下	市内	14,680円	7,010円	3,550円
	市外	18,360円	9,170円	4,630円

(3) 附帯設備使用

区 分		使 用 料	
スコアボード	1回につき	市内	1,610円
		市外	1,830円
省略			
放送設備	1式1回につき	市内	1,610円
		市外	1,830円

備考 省略

(4) 会議室等使用

使用区分	使 用 時 間			
	午 前	午 後	夜 間	昼 間

	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
第 1 会議室	530円	<u>650円</u>	<u>630円</u>	<u>1,200円</u>
省略				
報道用放送室	1 室 1 日につき	<u>1,630円</u>		

備考 省略

2 島田第二球場

(1) 施設使用

区 分	使用時間					
	午 前		午 後		全 日	
	午前 8 時 30 分から正午まで		午後 1 時から午後 5 時まで		午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一般	<u>1,100円</u>	<u>1,630円</u>	<u>1,310円</u>	<u>1,970円</u>	<u>2,410円</u>	<u>3,610円</u>
高等学校生徒以下	<u>870円</u>	<u>1,310円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,530円</u>	<u>1,970円</u>	<u>2,850円</u>

備考 省略

3 横井運動場公園サッカー場

(1) 施設使用

区 分	使用時間									
	午前		午後		夜間		昼間		全日	
	午前 8 時 30 分から正午まで		午後 1 時から午後 5 時まで		午後 6 時から午後 9 時まで		午前 8 時 30 分から午後 5 時まで		午前 8 時 30 分から午後 9 時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一 般	<u>2,300円</u>	<u>3,460円</u>	<u>2,630円</u>	<u>3,950円</u>	<u>1,970円</u>	<u>2,960円</u>	<u>5,600円</u>	<u>8,410円</u>	<u>8,250円</u>	<u>12,370円</u>
高 等 学 校 生 徒 以 下	<u>1,840円</u>	<u>2,770円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,160円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,370円</u>	<u>4,480円</u>	<u>6,720円</u>	<u>6,600円</u>	<u>9,900円</u>

備考 省略

(2) 照明設備使用

単位	使用料
1 回につき	<u>3,300円</u>

4 中央公園ミニ鉄道施設

区分	単位	使用料
省略		
軌道敷の使用	1 人当たり、1 日につき	<u>1,030円</u>

備考 省略

	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
第 1 会議室	530円	<u>640円</u>	<u>620円</u>	<u>1,180円</u>
省略				
報道用放送室	1 室 1 日につき	<u>1,610円</u>		

備考 省略

2 島田第二球場

(1) 施設使用

区 分	使用時間					
	午 前		午 後		全 日	
	午前 8 時 30 分から正午まで		午後 1 時から午後 5 時まで		午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一般	<u>1,080円</u>	<u>1,610円</u>	<u>1,290円</u>	<u>1,940円</u>	<u>2,370円</u>	<u>3,550円</u>
高等学校生徒以下	<u>860円</u>	<u>1,290円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,510円</u>	<u>1,940円</u>	<u>2,800円</u>

備考 省略

3 横井運動場公園サッカー場

(1) 施設使用

区 分	使用時間									
	午前		午後		夜間		昼間		全日	
	午前 8 時 30 分から正午まで		午後 1 時から午後 5 時まで		午後 6 時から午後 9 時まで		午前 8 時 30 分から午後 5 時まで		午前 8 時 30 分から午後 9 時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一 般	<u>2,260円</u>	<u>3,400円</u>	<u>2,590円</u>	<u>3,880円</u>	<u>1,940円</u>	<u>2,910円</u>	<u>5,500円</u>	<u>8,260円</u>	<u>8,100円</u>	<u>12,150円</u>
高 等 学 校 生 徒 以 下	<u>1,810円</u>	<u>2,720円</u>	<u>2,070円</u>	<u>3,110円</u>	<u>1,550円</u>	<u>2,330円</u>	<u>4,400円</u>	<u>6,600円</u>	<u>6,480円</u>	<u>9,720円</u>

備考 省略

(2) 照明設備使用

単位	使用料
1 回につき	<u>3,240円</u>

4 中央公園ミニ鉄道施設

区分	単位	使用料
省略		
軌道敷の使用	1 人当たり、1 日につき	<u>1,020円</u>

備考 省略

5 島田市陸上競技場

使用区分	使用時間		
	午前	午後	全日
	午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午前8時30分から 午後5時まで
専用に使用する場 合	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>5,500円</u>

備考 省略

別表第3（第41条関係）

中央公園庭球場利用料

(1) 庭球場利用料

利用区分	利用時間	単位	利用料
独占利用	午前9時から午後5時まで	1面当たり	<u>2,930円</u>
	午前9時から正午まで	1面当たり	<u>1,100円</u>
	午後1時から午後5時まで	1面当たり	<u>1,460円</u>
	午後5時から午後9時まで	1面当たり	<u>1,460円</u>
省略			

(2) 省略

○島田市下水道条例（第15条関係）

別表第3（第25条関係）

区分	1月当たりの 基本使用料	1月当たりの従量使用料	
		排除汚水量	金額
一般汚水	<u>865.81円</u>	10立方メートルまでの部分	1立方メートルに つき <u>42.79円</u>
		10立方メートルを超え50立 方メートルまでの部分	1立方メートルに つき <u>130.46円</u>
		50立方メートルを超え100 立方メートルまでの部分	1立方メートルに つき <u>139.59円</u>
		100立方メートルを超える 部分	1立方メートルに つき <u>148.72円</u>
公衆浴場汚水		1立方メートルにつき <u>61.05円</u>	

○島田市道路占用料等徴収条例（第16条関係）

（占用料の額）

5 島田市陸上競技場

使用区分	使用時間		
	午前	午後	全日
	午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午前8時30分から 午後5時まで
専用に使用する場 合	<u>2,160円</u>	<u>3,240円</u>	<u>5,400円</u>

備考 省略

別表第3（第41条関係）

中央公園庭球場利用料

(1) 庭球場利用料

利用区分	利用時間	単位	利用料
独占利用	午前9時から午後5時まで	1面当たり	<u>2,880円</u>
	午前9時から正午まで	1面当たり	<u>1,080円</u>
	午後1時から午後5時まで	1面当たり	<u>1,440円</u>
	午後5時から午後9時まで	1面当たり	<u>1,440円</u>
省略			

(2) 省略

○島田市下水道条例（第15条関係）

別表第3（第25条関係）

区分	1月当たりの 基本使用料	1月当たりの従量使用料	
		排除汚水量	金額
一般汚水	<u>850円</u>	10立方メートルまでの部分	1立方メートルに つき <u>42円</u>
		10立方メートルを超え50立 方メートルまでの部分	1立方メートルに つき <u>128円</u>
		50立方メートルを超え100 立方メートルまでの部分	1立方メートルに つき <u>137円</u>
		100立方メートルを超える 部分	1立方メートルに つき <u>146円</u>
公衆浴場汚水		1立方メートルにつき <u>59.9円</u>	

○島田市道路占用料等徴収条例（第16条関係）

（占用料の額）

第2条 省略

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税等の額に相当する金額を加えて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

3 省略

○島田市法定外道路の管理等に関する条例（第17条関係）
（占用料の徴収）

第15条 省略

2 島田駅南北自由通路に看板を設置する場合の占用料の額は、当該看板の表示面積1平方メートルにつき、1月当たり1,620円とする。

3 省略

○島田市普通河川の管理等に関する条例（第18条関係）
（流水占用料等の徴収）

第17条 市長は、第4条第1項第1号から第6号までの許可を受けた者から、別表の規定により算定した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の流水占用料、土地等占用料又は土石採取料及び河川生産物採取料等（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。ただし、占用期間が1月未満の場合の土地等占用料については、同表の規定により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）により算定した額とする。

2 省略

別表（第17条関係）

1 発電以外の流水占用料

種目	料金		摘要
	単位	年額（円）	
発電以外の原動力に供するもの	1秒ごと0.01立方メートル	<u>8,660</u>	
工業用水に供するもの	1秒ごと0.01	<u>36,570</u>	

第2条 省略

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

3 省略

○島田市法定外道路の管理等に関する条例（第17条関係）
（占用料の徴収）

第15条 省略

2 島田駅南北自由通路に看板を設置する場合の占用料の額は、当該看板の表示面積1平方メートルにつき、1月当たり1,600円とする。

3 省略

○島田市普通河川の管理等に関する条例（第18条関係）
（流水占用料等の徴収）

第17条 市長は、第4条第1項第1号から第6号までの許可を受けた者から、別表の規定により算定した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の流水占用料、土地等占用料又は土石採取料及び河川生産物採取料等（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。ただし、占用期間が1月未満の場合の土地等占用料については、同表の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）により算定した額とする。

2 省略

別表（第17条関係）

1 発電以外の流水占用料

種目	料金		摘要
	単位	年額（円）	
発電以外の原動力に供するもの	1秒ごと0.01立方メートル	<u>8,505</u>	
工業用水に供するもの	1秒ごと0.01	<u>35,910</u>	

	立方メートル		
養魚用水に供するもの	1 秒ごと0.01 立方メートル	<u>5,880</u>	
その他の用に供するもの	1 秒ごと0.01 立方メートル	<u>13,900</u>	

備考 省略

2 省略

3 土石採取料その他の河川生産物採取料

種目	料金		摘要
	単位	金額 (円)	
省略			
玉石	1 立方メートル	<u>2,560</u>	控長 40 センチメートル以下のもの
省略			

備考 省略

○島田市立学校施設の使用に関する条例（第19条関係）

別表第2（第6条関係）

使用区分	単位	使用時間及び使用料				
		午前	午後	夜間	全日	
		午前8時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前8時から 午後9時まで	
屋内運動場	フロア（大型）	全面	<u>2,200円</u>	<u>2,200円</u>	<u>4,400円</u>	<u>8,800円</u>
	フロア（中型）	全面	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,200円</u>	<u>4,400円</u>
	フロア（小型）	全面	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,200円</u>
	ステージ等	全面	360円	360円	360円	<u>1,100円</u>
武道場	1 面	430円	430円	430円	<u>1,310円</u>	
卓球室等	1 室	430円	430円	430円	<u>1,310円</u>	
省略						

備考 省略

○島田市立公民館条例（第20条関係）

	立方メートル		
養魚用水に供するもの	1 秒ごと0.01 立方メートル	<u>5,775</u>	
その他の用に供するもの	1 秒ごと0.01 立方メートル	<u>13,650</u>	

備考 省略

2 省略

3 土石採取料その他の河川生産物採取料

種目	料金		摘要
	単位	金額 (円)	
省略			
玉石	1 立方メートル	<u>2,520</u>	控長 40 センチメートル以下のもの
省略			

備考 省略

○島田市立学校施設の使用に関する条例（第19条関係）

別表第2（第6条関係）

使用区分	単位	使用時間及び使用料				
		午前	午後	夜間	全日	
		午前8時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前8時から 午後9時まで	
屋内運動場	フロア（大型）	全面	<u>2,160円</u>	<u>2,160円</u>	<u>4,320円</u>	<u>8,640円</u>
	フロア（中型）	全面	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,160円</u>	<u>4,320円</u>
	フロア（小型）	全面	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,160円</u>
	ステージ等	全面	360円	360円	360円	<u>1,080円</u>
武道場	1 面	430円	430円	430円	<u>1,290円</u>	
卓球室等	1 室	430円	430円	430円	<u>1,290円</u>	
省略						

備考 省略

○島田市立公民館条例（第20条関係）

別表（第7条関係）

1 六合公民館使用料

(1) 多目的ホール等使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
多目的ホール	300人	530円	<u>650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,300円</u>
第1集会室	51人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
第2集会室	24人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
第3集会室	18人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
和室1	15人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
和室2	12人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
工作室	24人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
調理実習室	28人	530円	<u>650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,300円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用時間及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
多目的ホール	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,820円</u>
第1集会室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
第2集会室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
第3集会室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
和室1	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
和室2	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
工作室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
調理実習室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>

2 初倉公民館使用料

(1) 多目的ホール等使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで

別表（第7条関係）

1 六合公民館使用料

(1) 多目的ホール等使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
多目的ホール	300人	530円	<u>640円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,260円</u>
第1集会室	51人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
第2集会室	24人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
第3集会室	18人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
和室1	15人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
和室2	12人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
工作室	24人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
調理実習室	28人	530円	<u>640円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,260円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用時間及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
多目的ホール	<u>1,180円</u>	<u>1,390円</u>	<u>1,180円</u>	<u>3,760円</u>
第1集会室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
第2集会室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
第3集会室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
和室1	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
和室2	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
工作室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
調理実習室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>

2 初倉公民館使用料

(1) 多目的ホール等使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで

多目的ホール	250人	970円	1,100円	1,630円	3,720円
控室	6人	310円	430円	530円	1,300円
第1集会室	24人	310円	430円	530円	1,300円
第2集会室	24人	310円	430円	530円	1,300円
第3集会室	30人	310円	430円	530円	1,300円
第4集会室	18人	310円	430円	530円	1,300円
第5集会室	18人	310円	430円	530円	1,300円
和室1	18人	310円	430円	530円	1,300円
和室2	18人	310円	430円	530円	1,300円
調理実習室	24人	530円	650円	1,100円	2,300円

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用時間及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後9時 30分まで
多目的ホール	1,860円	2,200円	1,860円	5,920円
控室	870円	970円	870円	2,730円
第1集会室	870円	970円	870円	2,730円
第2集会室	870円	970円	870円	2,730円
第3集会室	870円	970円	870円	2,730円
第4集会室	870円	970円	870円	2,730円
第5集会室	870円	970円	870円	2,730円
和室1	870円	970円	870円	2,730円
和室2	870円	970円	870円	2,730円
調理実習室	870円	970円	870円	2,730円

3 金谷公民館使用料

(1) 集会室等使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後9時 30分まで
集会室1	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室2	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室3	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
会議室1	22人	310円	430円	530円	1,300円
会議室2	10人	310円	430円	530円	1,300円

多目的ホール	250人	960円	1,080円	1,610円	3,660円
控室	6人	310円	430円	530円	1,280円
第1集会室	24人	310円	430円	530円	1,280円
第2集会室	24人	310円	430円	530円	1,280円
第3集会室	30人	310円	430円	530円	1,280円
第4集会室	18人	310円	430円	530円	1,280円
第5集会室	18人	310円	430円	530円	1,280円
和室1	18人	310円	430円	530円	1,280円
和室2	18人	310円	430円	530円	1,280円
調理実習室	24人	530円	640円	1,080円	2,260円

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用時間及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
多目的ホール	1,830円	2,160円	1,830円	5,820円
控室	860円	960円	860円	2,690円
第1集会室	860円	960円	860円	2,690円
第2集会室	860円	960円	860円	2,690円
第3集会室	860円	960円	860円	2,690円
第4集会室	860円	960円	860円	2,690円
第5集会室	860円	960円	860円	2,690円
和室1	860円	960円	860円	2,690円
和室2	860円	960円	860円	2,690円
調理実習室	860円	960円	860円	2,690円

3 金谷公民館使用料

(1) 集会室等使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室1	100人	530円	640円	1,080円	2,260円
集会室2	100人	530円	640円	1,080円	2,260円
集会室3	100人	530円	640円	1,080円	2,260円
会議室1	22人	310円	430円	530円	1,280円
会議室2	10人	310円	430円	530円	1,280円

会議室 3	24人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
会議室 4	24人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
和室	30人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
工作室	12人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用時間及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時30分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時30分 まで	午前 8 時30分 から午後 9 時 30分まで
集会室 1	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,820円</u>
集会室 2	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,820円</u>
集会室 3	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,820円</u>
会議室 1	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
会議室 2	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
会議室 3	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
会議室 4	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
和室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
工作室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>

○島田市ふれあいセンター条例（第21条関係）

別表（第7条関係）

1 島田市北部ふれあいセンター使用料

(1) コミュニティホール等使用料

使用区分	定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時30分 から正午 まで	午後 1 時から 午後 5 時 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30分まで	午前 8 時30分 から午後 9 時30分ま で
コミュニティ ホール	150人	530円	<u>650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,300円</u>
和室	20人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
調理実習室	12人	530円	<u>650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,300円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30	午後 1 時か	午後 6 時か	午前 8 時 30

会議室 3	24人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
会議室 4	24人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
和室	30人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
工作室	12人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用時間及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時30分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時30分 まで	午前 8 時30分 から午後 9 時 30分まで
集会室 1	<u>1,180円</u>	<u>1,390円</u>	<u>1,180円</u>	<u>3,760円</u>
集会室 2	<u>1,180円</u>	<u>1,390円</u>	<u>1,180円</u>	<u>3,760円</u>
集会室 3	<u>1,180円</u>	<u>1,390円</u>	<u>1,180円</u>	<u>3,760円</u>
会議室 1	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
会議室 2	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
会議室 3	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
会議室 4	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
和室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
工作室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>

○島田市ふれあいセンター条例（第21条関係）

別表（第7条関係）

1 島田市北部ふれあいセンター使用料

(1) コミュニティホール等使用料

使用区分	定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時30分 から正午 まで	午後 1 時から 午後 5 時 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30分まで	午前 8 時30分 から午後 9 時 30分まで
コミュニティ ホール	150人	530円	<u>640円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,260円</u>
和室	20人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
調理実習室	12人	530円	<u>640円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,260円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30	午後 1 時か	午後 6 時か	午前 8 時 30

	分から正午 まで	ら午後5時 まで	ら午後9時 30分まで	分から午後 9時30分ま で
コミュニティホール	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,820円</u>
和室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
調理実習室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>

2 島田市初倉西部ふれあいセンター使用料

(1) コミュニティホール等使用料

使用区分	定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30 分から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
コミュニティ ホール	90人	530円	<u>650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,300円</u>
会議室	12人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
和室	25人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
健康サロン	25人	310円	430円	530円	<u>1,300円</u>
調理実習室	24人	530円	<u>650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,300円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30 分から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
コミュニティホール	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,820円</u>
会議室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
和室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
健康サロン	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
調理実習室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>

○島田市金谷体育センター条例（第22条関係）

別表（第8条関係）

1 体育室等使用料

室名	使用者区分	使用時間			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30	午後1時か	午後6時か	午前8時30

	分から正午 まで	ら午後5時 まで	ら午後9時 30分まで	分から午後 9時30分ま で
コミュニティホール	<u>1,180円</u>	<u>1,390円</u>	<u>1,180円</u>	<u>3,760円</u>
和室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
調理実習室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>

2 島田市初倉西部ふれあいセンター使用料

(1) コミュニティホール等使用料

使用区分	定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30 分から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
コミュニティ ホール	90人	530円	<u>640円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,260円</u>
会議室	12人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
和室	25人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
健康サロン	25人	310円	430円	530円	<u>1,280円</u>
調理実習室	24人	530円	<u>640円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,260円</u>

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30 分から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
コミュニティホール	<u>1,180円</u>	<u>1,390円</u>	<u>1,180円</u>	<u>3,760円</u>
会議室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
和室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
健康サロン	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>
調理実習室	<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>860円</u>	<u>2,690円</u>

○島田市金谷体育センター条例（第22条関係）

別表（第8条関係）

1 体育室等使用料

室名	使用者区分	使用時間			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30	午後1時か	午後6時か	午前8時30

		分から正午 まで	ら午後5時 まで	ら午後9時 30分まで	分から午後 9時30分ま で
体育室	一般	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>3,300円</u>
	その他	<u>3,300円</u>	<u>3,300円</u>	<u>3,830円</u>	<u>10,430円</u>
卓球室	一般	430円	430円	430円	<u>1,310円</u>
	その他	<u>1,410円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,970円</u>	<u>4,820円</u>
ミーティン グルーム	一般	210円	210円	210円	<u>650円</u>
	その他	530円	530円	<u>760円</u>	<u>1,850円</u>

備考 省略

2 省略

○島田市社会体育用照明施設使用条例（第23条関係）

別表（第5条関係）

区分	設置場所	単位	使用料
運動場照明施設	島田市立五和小学校運動場	1日につき	<u>1,630円</u>
	島田市立金谷中学校運動場	照明6基点灯 1日につき	<u>2,730円</u>
		照明12基点灯 1日につき	<u>5,500円</u>
	島田市立五和小学校運動場及び 島田市立金谷中学校運動場以外 の運動場	1日につき	<u>3,300円</u>
広場等照明施設	島田市伊久美スポーツ広場及び 島田市阿知ヶ谷グラウンド	1日につき	<u>3,300円</u>

○島田市水道事業給水条例（第24条関係）

（加入分担金）

第12条 省略

2 分担金の額は、次の区分による。

水道メーターの口径	分担金の額
13ミリメートル	<u>20,240円</u>
20ミリメートル	<u>32,010円</u>
25ミリメートル	<u>49,060円</u>
30ミリメートル	<u>70,400円</u>
40ミリメートル	<u>127,050円</u>
50ミリメートル	<u>200,750円</u>
75ミリメートル	<u>440,990円</u>
100ミリメートル	<u>788,150円</u>

		分から正午 まで	ら午後5時 まで	ら午後9時 30分まで	分から午後 9時30分ま で
体育室	一般	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>3,240円</u>
	その他	<u>3,240円</u>	<u>3,240円</u>	<u>3,770円</u>	<u>10,250円</u>
卓球室	一般	430円	430円	430円	<u>1,290円</u>
	その他	<u>1,390円</u>	<u>1,390円</u>	<u>1,940円</u>	<u>4,740円</u>
ミーティン グルーム	一般	210円	210円	210円	<u>640円</u>
	その他	530円	530円	<u>750円</u>	<u>1,820円</u>

備考 省略

2 省略

○島田市社会体育用照明施設使用条例（第23条関係）

別表（第5条関係）

区分	設置場所	単位	使用料
運動場照明施設	島田市立五和小学校運動場	1日につき	<u>1,610円</u>
	島田市立金谷中学校運動場	照明6基点灯 1日につき	<u>2,690円</u>
		照明12基点灯 1日につき	<u>5,400円</u>
	島田市立五和小学校運動場及び 島田市立金谷中学校運動場以外 の運動場	1日につき	<u>3,240円</u>
広場等照明施設	島田市伊久美スポーツ広場及び 島田市阿知ヶ谷グラウンド	1日につき	<u>3,240円</u>

○島田市水道事業給水条例（第24条関係）

（加入分担金）

第12条 省略

2 分担金の額は、次の区分による。

水道メーターの口径	分担金の額
13ミリメートル	<u>19,910円</u>
20ミリメートル	<u>31,450円</u>
25ミリメートル	<u>48,230円</u>
30ミリメートル	<u>69,200円</u>
40ミリメートル	<u>124,770円</u>
50ミリメートル	<u>197,120円</u>
75ミリメートル	<u>433,030円</u>
100ミリメートル	<u>773,820円</u>

125ミリメートル	1,228,150円
150ミリメートル	1,775,950円

3 省略

4 省略

(料金)

第31条 料金は、1月につき、次の表に定める基本料金と従量料金を合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 基本料金

種別	メーターの口径	金額
普通給水 臨時給水 浴場営業用給水	13ミリメートル以上 25ミリメートル以下	<u>1,100円</u>
	30ミリメートル	<u>1,320円</u>
	40ミリメートル	<u>1,760円</u>
	50ミリメートル	<u>2,200円</u>
	75ミリメートル	<u>3,300円</u>
	100ミリメートル	<u>4,400円</u>
	125ミリメートル	<u>5,500円</u>
	150ミリメートル	<u>6,600円</u>

(2) 従量料金

種別	メーターの口径	金額（1立方メートルにつき）	
		10立方メートルまで	10立方メートルを超える分
普通給水 臨時給水	13ミリメートル以上 25ミリメートル以下	<u>15.73円</u>	<u>128.81円</u>
	30ミリメートル以上 150ミリメートル以下	<u>15.73円</u>	<u>141.13円</u>
浴場営業用給水		<u>15.73円</u>	<u>47.30円</u>

○島田市簡易水道事業給水条例（第25条関係）

(料金)

第19条 料金は、1月につき、次の表に定める基本料金と従量料金を合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 基本料金

種別	メーターの口径	金額
	13ミリメートル以上 25ミリメートル以下	<u>1,100円</u>
	30ミリメートル	<u>1,320円</u>

125ミリメートル	1,206,130円
150ミリメートル	1,743,720円

3 省略

4 省略

(料金)

第31条 料金は、1月につき、次の表に定める基本料金と従量料金を合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 基本料金

種別	メーターの口径	金額
普通給水 臨時給水 浴場営業用給水	13ミリメートル以上 25ミリメートル以下	1,080円
	30ミリメートル	1,296円
	40ミリメートル	1,728円
	50ミリメートル	2,160円
	75ミリメートル	3,240円
	100ミリメートル	4,320円
	125ミリメートル	5,400円
	150ミリメートル	6,480円

(2) 従量料金

種別	メーターの口径	金額（1立方メートルにつき）	
		10立方メートルまで	10立方メートルを超える分
普通給水 臨時給水	13ミリメートル以上 25ミリメートル以下	15.444円	126.468円
	30ミリメートル以上 150ミリメートル以下	15.444円	138.564円
浴場営業用給水		15.444円	46.44円

○島田市簡易水道事業給水条例（第25条関係）

(料金)

第19条 料金は、1月につき、次の表に定める基本料金と従量料金を合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 基本料金

種別	メーターの口径	金額
	13ミリメートル以上 25ミリメートル以下	1,080円
	30ミリメートル	1,296円

普通給水 臨時給水	40ミリメートル	1,760円
	50ミリメートル	2,200円
	75ミリメートル	3,300円
	100ミリメートル	4,400円
	125ミリメートル	5,500円
	150ミリメートル	6,600円

(2) 従量料金

種別	メーターの口径	金額（1立方メートルにつき）	
		10立方メートルまで	10立方メートルを超える分
普通給水 臨時給水	13ミリメートル以上 25ミリメートル以下	15.73円	128.81円
	30ミリメートル以上 150ミリメートル以下	15.73円	141.13円

○島田市病院事業の設置等に関する条例（第26条関係）

（消費税等の扱い）

第7条 前条第1項又は第2項の規定により使用料及び手数料の額を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）が課される部分があるときは、当該課される部分に係る使用料及び手数料の額は、同条の規定により算定した額に消費税等の額に相当する金額を加えて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表（第6条関係）

区分	細目	単位	金額
特定初診料		1件につき	5,500円
特定再診料		1件につき	2,750円
診断書	一般診断書（市立島田市民病院の様式によるもの）	1通につき	1,630円
	治療経過に関する診断書		
	特定疾患診断書その他これに類するもの		
	死亡診断書	1通につき	2,200円

普通給水 臨時給水	40ミリメートル	<u>1,728円</u>
	50ミリメートル	<u>2,160円</u>
	75ミリメートル	<u>3,240円</u>
	100ミリメートル	<u>4,320円</u>
	125ミリメートル	<u>5,400円</u>
	150ミリメートル	<u>6,480円</u>

(2) 従量料金

種別	メーターの口径	金額（1立方メートルにつき）	
		10立方メートルまで	10立方メートルを超える分
普通給水 臨時給水	13ミリメートル以上 25ミリメートル以下	<u>15,444円</u>	<u>126,468円</u>
	30ミリメートル以上 150ミリメートル以下	<u>15,444円</u>	<u>138,564円</u>

○島田市病院事業の設置等に関する条例（第26条関係）

（消費税等の扱い）

第7条 前条第1項又は第2項の規定により使用料及び手数料の額を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税が課される部分があるときは、当該課される部分に係る使用料及び手数料の額は、同条の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表（第6条関係）

区分	細目	単位	金額
特定初診料		1件につき	<u>5,400円</u>
特定再診料		1件につき	<u>2,700円</u>
診断書	一般診断書（市立島田市民病院の様式によるもの）	1通につき	<u>1,610円</u>
	治療経過に関する診断書		
	特定疾患診断書その他これに類するもの		
	死亡診断書	1通につき	<u>2,160円</u>

文 書 料		休業補償診断書その他 これに類するもの		
		身体障害者手帳の交付 の申請に係る診断書	1 通につき	<u>2,730円</u>
		交通災害共済に係る診 断書		
		自動車損害賠償責任保 険に係る診断書	1 通につき	<u>5,500円</u>
		自動車損害賠償責任保 険後遺障害診断書	1 通につき	<u>5,500円</u>
		傷害保険に係る診断書		
		生命保険に係る診断書		
		年金に係る診断書		
		障害補償給付支給申請 書その他これに類する もの		
		裁判に使用する診断書	1 通につき	<u>5,500円</u>
証 明 書		転帰（治癒等）証明書 その他これに類するも の	1 通につき	530円
		分べん費、出産手当金 証明書その他これに類 するもの	1 通につき	<u>1,100円</u>
		医療費に係る証明書で 簡単なもの		
		一般証明書（市立島田 市民病院の様式による もの）	1 通につき	<u>1,630円</u>
	入院（通院）証明書 （生命保険に係るもの を除く。）			

文 書 料		休業補償診断書その他 これに類するもの		
		身体障害者手帳の交付 の申請に係る診断書	1 通につき	<u>2,690円</u>
		交通災害共済に係る診 断書		
		自動車損害賠償責任保 険に係る診断書	1 通につき	<u>5,400円</u>
		自動車損害賠償責任保 険後遺障害診断書	1 通につき	<u>5,400円</u>
		傷害保険に係る診断書		
		生命保険に係る診断書		
		年金に係る診断書		
		障害補償給付支給申請 書その他これに類する もの		
		裁判に使用する診断書	1 通につき	<u>5,400円</u>
証 明 書		転帰（治癒等）証明書 その他これに類するも の	1 通につき	530円
		分べん費、出産手当金 証明書その他これに類 するもの	1 通につき	<u>1,080円</u>
		医療費に係る証明書で 簡単なもの		
		一般証明書（市立島田 市民病院の様式による もの）	1 通につき	<u>1,610円</u>
	入院（通院）証明書 （生命保険に係るもの を除く。）			

	妊娠（出生、死産）証明書その他これに類するもの		
	医療費に係る証明書で複雑なもの		
	生命保険に係る入院（通院）証明書	1通につき	<u>2,200円</u>
	自動車損害賠償責任保険に係る診療報酬証明書	1通につき	<u>3,300円</u>
	調査書	生命保険調査表等	1通につき <u>3,300円</u>
	意見書		1通につき <u>4,400円</u>
	死体検案書		1通につき <u>5,500円</u>
	鑑定書		1通につき <u>5,500円</u>
死後処置料	簡単な処置	1体につき	<u>5,500円</u>
	複雑な処置	1体につき	<u>11,000円</u>
面談料	セカンド・オピニオン（他の病院又は診療所の診断、治療方針等について意見を述べることをいう。）に係る面談	1回1時間以内（診療情報提供書の記載時間約20分を含む。）につき	<u>11,000円</u> （ただし、面談時間を延長する場合は、15分につき <u>2,750円</u> を加算する。）
	その他の面談	1回30分以内につき	<u>5,500円</u> （ただし、面談時間を延長する場合は、30分につき <u>5,500円</u> を加算する。）
特別室使用料	特別室A	1日につき	<u>22,000円</u>
	特別室B	1日につき	<u>16,500円</u>
	特別室C	1日につき	<u>12,100円</u>
	特別室D	1日につき	<u>9,900円</u>
	特別室E	1日につき	<u>7,700円</u>
	特別室F	1日につき	<u>6,600円</u>
	特別室G	1日につき	<u>4,930円</u>
	特別室H	1日につき	<u>4,400円</u>
	特別室I	1日につき	<u>1,630円</u>
	人間ドック個室	1泊につき	<u>3,300円</u>

	妊娠（出生、死産）証明書その他これに類するもの		
	医療費に係る証明書で複雑なもの		
	生命保険に係る入院（通院）証明書	1通につき	<u>2,160円</u>
	自動車損害賠償責任保険に係る診療報酬証明書	1通につき	<u>3,240円</u>
	調査書	生命保険調査表等	1通につき <u>3,240円</u>
	意見書		1通につき <u>4,320円</u>
	死体検案書		1通につき <u>5,400円</u>
	鑑定書		1通につき <u>5,400円</u>
死後処置料	簡単な処置	1体につき	<u>5,400円</u>
	複雑な処置	1体につき	<u>10,800円</u>
面談料	セカンド・オピニオン（他の病院又は診療所の診断、治療方針等について意見を述べることをいう。）に係る面談	1回1時間以内（診療情報提供書の記載時間約20分を含む。）につき	<u>10,800円</u> （ただし、面談時間を延長する場合は、15分につき <u>2,700円</u> を加算する。）
	その他の面談	1回30分以内につき	<u>5,400円</u> （ただし、面談時間を延長する場合は、30分につき <u>5,400円</u> を加算する。）
特別室使用料	特別室A	1日につき	<u>21,600円</u>
	特別室B	1日につき	<u>16,200円</u>
	特別室C	1日につき	<u>11,880円</u>
	特別室D	1日につき	<u>9,720円</u>
	特別室E	1日につき	<u>7,560円</u>
	特別室F	1日につき	<u>6,480円</u>
	特別室G	1日につき	<u>4,850円</u>
	特別室H	1日につき	<u>4,320円</u>
	特別室I	1日につき	<u>1,610円</u>
	人間ドック個室	1泊につき	<u>3,240円</u>

人間ドック料	短期人間ドック（1泊2日）	1回につき	<u>68,850円</u> （ただし、市長が健康保険組合等と契約している場合は、その金額とする。）
	1日人間ドック	1回につき	<u>39,600円</u> （ただし、市長が健康保険組合等と契約している場合は、その金額とする。）
省略			
歯科インプラント手術料	基本手術	基本料	1回につき <u>110,000円</u>
		インプラント体の埋入	1本につき <u>55,000円</u>
		二次手術	1か所につき <u>22,000円</u>
		上部構造の装着	1本につき <u>110,000円</u>
	関連手術	骨移植（サイナスリフト）	1か所につき <u>110,000円</u>
		骨移植（ソケットリフト、GBR、ベニアグラフト又はオンレイグラフト）	3歯の範囲ごとにつき <u>44,000円</u>
		骨移植（サンドイッチグラフト）	3歯の範囲ごとにつき <u>89,100円</u>
		仮骨延長術	1か所につき <u>89,100円</u>
		骨採取（口腔内）	1か所につき <u>33,000円</u>
		骨採取（腸骨）	1か所につき <u>100,100円</u>
省略			
備考 省略			
○島田市伊太庭球場条例（第27条関係） 別表（第14条関係） 1 庭球場利用料			

人間ドック料	短期人間ドック（1泊2日）	1回につき	<u>67,600円</u> （ただし、市長が健康保険組合等と契約している場合は、その金額とする。）
	1日人間ドック	1回につき	<u>38,880円</u> （ただし、市長が健康保険組合等と契約している場合は、その金額とする。）
省略			
歯科インプラント手術料	基本手術	基本料	1回につき <u>108,000円</u>
		インプラント体の埋入	1本につき <u>54,000円</u>
		二次手術	1か所につき <u>21,600円</u>
		上部構造の装着	1本につき <u>108,000円</u>
	関連手術	骨移植（サイナスリフト）	1か所につき <u>108,000円</u>
		骨移植（ソケットリフト、GBR、ベニアグラフト又はオンレイグラフト）	3歯の範囲ごとにつき <u>43,200円</u>
		骨移植（サンドイッチグラフト）	3歯の範囲ごとにつき <u>87,480円</u>
		仮骨延長術	1か所につき <u>87,480円</u>
		骨採取（口腔内）	1か所につき <u>32,400円</u>
		骨採取（腸骨）	1か所につき <u>98,280円</u>
省略			
備考 省略			
○島田市伊太庭球場条例（第27条関係）			
別表（第14条関係）			
1 庭球場利用料			

利用区分	利用時間	単位	利用料
独占利用	午前9時から午後5時まで	1面当たり	<u>2,500円</u>
	午前9時から正午まで	1面当たり	<u>930円</u>
	午後1時から午後5時まで	1面当たり	<u>1,250円</u>
	午後5時から午後9時まで	1面当たり	<u>1,250円</u>
省略			

2 省略

○島田市川根老人憩いの家条例（第28条関係）

別表（第7条関係）

使用区分	定員	使用料		
		午前	午後	全日
		午前9時から正午まで	（4月から10月まで） 午後1時から午後4時30分まで （11月から翌年3月まで） 午後1時から午後4時まで	（4月から10月まで） 午前9時から午後4時30分まで （11月から翌年3月まで） 午前9時から午後4時まで
大集会室	100人	<u>1,030円</u>	<u>1,030円</u>	<u>2,080円</u>
小集会室1	28人	510円	510円	<u>1,030円</u>
小集会室2	24人	510円	510円	<u>1,030円</u>

備考 省略

○島田市霊園条例（第29条関係）

（管理料）

第12条 省略

2 管理料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 島田市田代霊園 1年度につき5,230円

(2) 省略

○島田市川根温泉条例（第30条関係）

別表（第16条関係）

1 入浴施設

利用区分	単位	利用料		
		大人	小人 (小学生)	高齢者等

利用区分	利用時間	単位	利用料
独占利用	午前9時から午後5時まで	1面当たり	<u>2,460円</u>
	午前9時から正午まで	1面当たり	<u>920円</u>
	午後1時から午後5時まで	1面当たり	<u>1,230円</u>
	午後5時から午後9時まで	1面当たり	<u>1,230円</u>
省略			

2 省略

○島田市川根老人憩いの家条例（第28条関係）

別表（第7条関係）

使用区分	定員	使用料		
		午前	午後	全日
		午前9時から正午まで	（4月から10月まで） 午後1時から午後4時30分まで （11月から翌年3月まで） 午後1時から午後4時まで	（4月から10月まで） 午前9時から午後4時30分まで （11月から翌年3月まで） 午前9時から午後4時まで
大集会室	100人	<u>1,020円</u>	<u>1,020円</u>	<u>2,050円</u>
小集会室1	28人	510円	510円	<u>1,020円</u>
小集会室2	24人	510円	510円	<u>1,020円</u>

備考 省略

○島田市霊園条例（第29条関係）

（管理料）

第12条 省略

2 管理料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 島田市田代霊園 1年度につき5,140円

(2) 省略

○島田市川根温泉条例（第30条関係）

別表（第16条関係）

1 入浴施設

利用区分	単位	利用料		
		大人	小人 (小学生)	高齢者等

当日券	浴場のみ	1人、	<u>520円</u>	<u>310円</u>	<u>520円</u>
	浴場及びバーデゾーン	1回	<u>1,040円</u>	<u>520円</u>	<u>1,040円</u>
	バーデゾーンのみ		<u>730円</u>	<u>310円</u>	<u>730円</u>
回数券	浴場のみ	回数券	<u>5,160円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,640円</u>
	浴場及びバーデゾーン	11枚	<u>10,390円</u>	<u>5,240円</u>	<u>9,350円</u>
	バーデゾーンのみ		<u>7,260円</u>	<u>3,140円</u>	<u>6,210円</u>

備考 省略

2 休憩室

利用区分	単位	利用料
和室A（15畳）	2時間まで、 1室	<u>4,190円</u>
和室B（8畳）		<u>2,090円</u>

備考

1 省略

- 2 2時間を超えて利用する場合の利用料は、超過時間1時間（その時間が、30分未満の場合は切り捨てることとし、30分以上の場合は1時間とする。）につき、和室Aは1,570円を、和室Bは840円をそれぞれ加算した額とする。

3 コテージ

利用区分	単位	利用料
A棟（4人用）	1棟、 1泊	<u>24,200円</u>
B棟（5人用）		<u>30,250円</u>
C棟（6人用）		<u>36,300円</u>
D棟（8人用）		<u>48,400円</u>

備考 省略

4 農業体験室

利用時間	単位	利用料
4時間未満	1室	<u>840円</u>
4時間から8時間まで		<u>1,680円</u>

備考 8時間を超えて利用する場合の利用料は、超過時間1時間（その時間が、30分未満の場合は切り捨てることとし、30分以上の場合は1時間とする。）につき、210円を加算した額とする。

5 パターゴルフ場

単位	利用料	
	大人（中学生以上）	小人（小学生）
1人、1ラウンド	<u>520円</u>	<u>310円</u>

備考 夜間照明を利用する場合の利用料は、この表に掲げる額に、大人は110円を、小人は60円をそれぞれ加算した額とする。

6 コイン給湯所

当日券	浴場のみ	1人、	<u>510円</u>	<u>300円</u>	<u>510円</u>
	浴場及びバーデゾーン	1回	<u>1,020円</u>	<u>510円</u>	<u>1,020円</u>
	バーデゾーンのみ		<u>710円</u>	<u>300円</u>	<u>710円</u>
回数券	浴場のみ	回数券	<u>5,090円</u>	<u>3,080円</u>	<u>4,580円</u>
	浴場及びバーデゾーン	11枚	<u>10,230円</u>	<u>5,140円</u>	<u>9,210円</u>
	バーデゾーンのみ		<u>7,150円</u>	<u>3,080円</u>	<u>6,120円</u>

備考 省略

2 休憩室

利用区分	単位	利用料
和室A（15畳）	2時間まで、 1室	<u>4,110円</u>
和室B（8畳）		<u>2,050円</u>

備考

1 省略

- 2 2時間を超えて利用する場合の利用料は、超過時間1時間（その時間が、30分未満の場合は切り捨てることとし、30分以上の場合は1時間とする。）につき、和室Aは1,540円を、和室Bは820円をそれぞれ加算した額とする。

3 コテージ

利用区分	単位	利用料
A棟（4人用）	1棟、 1泊	<u>23,760円</u>
B棟（5人用）		<u>29,700円</u>
C棟（6人用）		<u>35,640円</u>
D棟（8人用）		<u>47,250円</u>

備考 省略

4 農業体験室

利用時間	単位	利用料
4時間未満	1室	<u>820円</u>
4時間から8時間まで		<u>1,640円</u>

備考 8時間を超えて利用する場合の利用料は、超過時間1時間（その時間が、30分未満の場合は切り捨てることとし、30分以上の場合は1時間とする。）につき、200円を加算した額とする。

5 パターゴルフ場

単位	利用料	
	大人（中学生以上）	小人（小学生）
1人、1ラウンド	<u>510円</u>	<u>300円</u>

備考 夜間照明を利用する場合の利用料は、この表に掲げる額に、大人は100円を、小人は50円をそれぞれ加算した額とする。

6 コイン給湯所

単位	利用料
20リットル	60円

備考 省略

○島田市温泉給湯条例（第31条関係）

別表（第12条関係）

区分	受湯者分担金
温泉運搬車により給湯する場合	101,850円
引湯設備により給湯する場合	509,250円

○島田市川根地区センター条例（第32条関係）

別表（第7条関係）

区分	定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室	250人	1,030円	1,030円	2,080円	4,180円
研修室	80人	830円	830円	1,250円	2,930円
会議室1	20人	510円	510円	830円	1,880円
会議室2	8人	200円	200円	300円	730円
和室	20人	510円	510円	830円	1,880円

備考 省略

○島田市川根文化センター条例（第33条関係）

別表（第14条関係）

1 ホール利用料

利用区分		定員	利用時間及び利用料			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
営業を目的として利用する場合	平日	704人	12,560円	15,700円	18,850円	42,950円
	休日等		15,700円	18,850円	23,030円	52,370円
営業を目的としない	平日		8,370円	9,420円	11,510円	27,230円
	休日等		9,420円	11,510円	14,660円	32,470円

単位	利用料
20リットル	<u>50円</u>

備考 省略

○島田市温泉給湯条例（第31条関係）

別表（第12条関係）

区分	受湯者分担金
温泉運搬車により給湯する場合	<u>100,000円</u>
引湯設備により給湯する場合	<u>500,000円</u>

○島田市川根地区センター条例（第32条関係）

別表（第7条関係）

区分	定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室	250人	<u>1,020円</u>	<u>1,020円</u>	<u>2,050円</u>	<u>4,110円</u>
研修室	80人	<u>820円</u>	<u>820円</u>	<u>1,230円</u>	<u>2,880円</u>
会議室1	20人	510円	510円	<u>820円</u>	<u>1,850円</u>
会議室2	8人	200円	200円	300円	<u>720円</u>
和室	20人	510円	510円	<u>820円</u>	<u>1,850円</u>

備考 省略

○島田市川根文化センター条例（第33条関係）

別表（第14条関係）

1 ホール利用料

利用区分		定員	利用時間及び利用料			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
営業を目的として利用する場合	平日	704人	<u>12,340円</u>	<u>15,420円</u>	<u>18,510円</u>	<u>42,170円</u>
	休日等		<u>15,420円</u>	<u>18,510円</u>	<u>22,620円</u>	<u>51,420円</u>
営業を目的としない	平日		<u>8,220円</u>	<u>9,250円</u>	<u>11,310円</u>	<u>26,740円</u>
	休日等を徴収する場合		<u>9,250円</u>	<u>11,310円</u>	<u>14,400円</u>	<u>31,880円</u>

場合	入場料等を徴収しない場合	平日	<u>5,230円</u>	<u>6,280円</u>	<u>8,370円</u>	<u>18,850円</u>
		休日等	<u>7,330円</u>	<u>8,370円</u>	<u>10,470円</u>	<u>24,080円</u>
舞台のみを利用する場合			<u>1,560円</u>	<u>1,880円</u>	<u>2,300円</u>	<u>5,230円</u>

備考 省略

2 ホール及び舞台冷暖房利用料

午前	午後	夜間	全日
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
<u>5,230円</u>	<u>5,230円</u>	<u>5,230円</u>	<u>14,660円</u>

備考

- 1 省略
- 2 省略
- 3 許可を受けてこの表に掲げる利用時間以外の時間に利用する場合の利用料の額は、30分当たり780円とする。

3 ミニホール等利用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
ミニホール	70人	<u>1,030円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,250円</u>	<u>3,030円</u>
視聴覚室	70人	<u>1,030円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,250円</u>	<u>3,030円</u>
多目的室	55人	<u>900円</u>	<u>900円</u>	<u>1,070円</u>	<u>2,590円</u>
コミュニティー ルーム	15人	300円	300円	410円	<u>930円</u>
調理室	20人	<u>730円</u>	<u>730円</u>	<u>930円</u>	<u>2,200円</u>
和室	20人	300円	300円	410円	<u>930円</u>
主催者控室		300円	300円	300円	<u>930円</u>
楽屋A		300円	300円	300円	<u>930円</u>
楽屋B		300円	300円	300円	<u>930円</u>

備考 省略

4 附帯設備等利用料

品名	単位	利用料	摘要
音響反射板	1式	<u>3,130円</u>	
ピアノ（ホール用）	1台	<u>5,230円</u>	調律別 いす付き
カラオケ演奏装置	1式	<u>1,030円</u>	
省略			

備考 省略

場合	入場料等を徴収しない場合	平日	<u>5,140円</u>	<u>6,170円</u>	<u>8,220円</u>	<u>18,510円</u>
		休日等	<u>7,200円</u>	<u>8,220円</u>	<u>10,280円</u>	<u>23,650円</u>
舞台のみを利用する場合			<u>1,540円</u>	<u>1,850円</u>	<u>2,260円</u>	<u>5,140円</u>

備考 省略

2 ホール及び舞台冷暖房利用料

午前	午後	夜間	全日
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
<u>5,140円</u>	<u>5,140円</u>	<u>5,140円</u>	<u>14,400円</u>

備考

- 1 省略
- 2 省略
- 3 許可を受けてこの表に掲げる利用時間以外の時間に利用する場合の利用料の額は、30分当たり770円とする。

3 ミニホール等利用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
ミニホール	70人	<u>1,020円</u>	<u>1,020円</u>	<u>1,230円</u>	<u>2,980円</u>
視聴覚室	70人	<u>1,020円</u>	<u>1,020円</u>	<u>1,230円</u>	<u>2,980円</u>
多目的室	55人	<u>890円</u>	<u>890円</u>	<u>1,060円</u>	<u>2,550円</u>
コミュニティー ルーム	15人	300円	300円	410円	<u>920円</u>
調理室	20人	<u>720円</u>	<u>720円</u>	<u>920円</u>	<u>2,160円</u>
和室	20人	300円	300円	410円	<u>920円</u>
主催者控室		300円	300円	300円	<u>920円</u>
楽屋A		300円	300円	300円	<u>920円</u>
楽屋B		300円	300円	300円	<u>920円</u>

備考 省略

4 附帯設備等利用料

品名	単位	利用料	摘要
音響反射板	1式	<u>3,080円</u>	
ピアノ（ホール用）	1台	<u>5,140円</u>	調律別 いす付き
カラオケ演奏装置	1式	<u>1,020円</u>	
省略			

備考 省略

○島田市茶室棟条例（第34条関係）

別表（第6条関係）

午前	午後	夜間	全日
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
510円	510円	510円	<u>1,560円</u>

備考 省略

○島田市川根体育館条例（第35条関係）

別表（第6条関係）

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
アリーナ	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>1,670円</u>	<u>2,930円</u>
卓球室	150円	150円	410円	<u>730円</u>
省略				

備考 省略

○島田市川根野球場条例（第36条関係）

別表（第6条関係）

区分	単位	使用料
照明設備使用料	1回につき	<u>4,810円</u>

○島田市大和田住宅飲料水供給施設条例（第37条関係）

（料金）

第3条 飲料水の料金は、1月につき、使用水量に応じ、次の表の基本料金の欄に掲げる額と同表の超過料金の欄に掲げる額により算定した額とを合算した額とする。

基本料金		超過料金
使用水量	料金	省略
10立方メートルまで	<u>730円</u>	

○島田市田代の郷温泉条例（第38条関係）

別表（第15条関係）

1 入浴施設

区分	単位	利用料

○島田市茶室棟条例（第34条関係）

別表（第6条関係）

午前	午後	夜間	全日
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
510円	510円	510円	<u>1,540円</u>

備考 省略

○島田市川根体育館条例（第35条関係）

別表（第6条関係）

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
アリーナ	<u>610円</u>	<u>610円</u>	<u>1,640円</u>	<u>2,880円</u>
卓球室	150円	150円	410円	<u>720円</u>
省略				

備考 省略

○島田市川根野球場条例（第36条関係）

別表（第6条関係）

区分	単位	使用料
照明設備使用料	1回につき	<u>4,730円</u>

○島田市大和田住宅飲料水供給施設条例（第37条関係）

（料金）

第3条 飲料水の料金は、1月につき、使用水量に応じ、次の表の基本料金の欄に掲げる額と同表の超過料金の欄に掲げる額により算定した額とを合算した額とする。

基本料金		超過料金
使用水量	料金	省略
10立方メートルまで	<u>720円</u>	

○島田市田代の郷温泉条例（第38条関係）

別表（第15条関係）

1 入浴施設

区分	単位	利用料

		大人	小人	高齢者等
当日券	1人、1回	<u>520円</u>	<u>310円</u>	<u>520円</u>
回数券	1枚、11回分	<u>5,160円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,640円</u>

備考

1

（省略）

6

7 4時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に、大人及び高齢者等にあつては1人当たり110円を、小人にあつては1人当たり60円をそれぞれ加算した額とする。

2 貸切風呂

単位	定員	利用時間	利用料
1室	5人	2時間未満	<u>2,090円</u>
		2時間から3時間まで	<u>3,140円</u>

備考 この表に定める時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に1室当たり1,040円を加算した額とする。

3 多目的ルーム

定員	利用時間及び利用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
30人	<u>1,570円</u>	<u>2,090円</u>	<u>1,570円</u>	<u>5,240円</u>

備考

1 省略

2 利用時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に520円を加算した額とする。

4 個室休憩室

単位	定員	利用時間	利用料
1室	6人	2時間未満	<u>2,090円</u>

備考

1 この表に定める時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に1,040円を加算した額とする。

2 2室を同時に利用する場合の2時間未満の利用料の額は、3,140円とし、2室を同時に利用して2時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、3,140円に1,570円を加算した額とする。

○島田市コミュニティサロン条例（第39条関係）

別表（第6条関係）

1 集会室等使用料

		大人	小人	高齢者等
当日券	1人、1回	<u>510円</u>	<u>300円</u>	<u>510円</u>
回数券	1枚、11回分	<u>5,090円</u>	<u>3,080円</u>	<u>4,580円</u>

備考

1

（省略）

6

7 4時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に、大人及び高齢者等にあつては1人当たり100円を、小人にあつては1人当たり50円をそれぞれ加算した額とする。

2 貸切風呂

単位	定員	利用時間	利用料
1室	5人	2時間未満	<u>2,050円</u>
		2時間から3時間まで	<u>3,080円</u>

備考 この表に定める時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に1室当たり1,020円を加算した額とする。

3 多目的ルーム

定員	利用時間及び利用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
30人	<u>1,540円</u>	<u>2,050円</u>	<u>1,540円</u>	<u>5,140円</u>

備考

1 省略

2 利用時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に510円を加算した額とする。

4 個室休憩室

単位	定員	利用時間	利用料
1室	6人	2時間未満	<u>2,050円</u>

備考

1 この表に定める時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に1,020円を加算した額とする。

2 2室を同時に利用する場合の2時間未満の利用料の額は、3,080円とし、2室を同時に利用して2時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、3,080円に1,540円を加算した額とする。

○島田市コミュニティサロン条例（第39条関係）

別表（第6条関係）

1 集会室等使用料

(1) 省略

(2) コミュニティサロン金谷北

使用区分	定員	使用時間及び使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時30分から 午後 0 時30分まで	午後 0 時30分から 午後 5 時30分まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
多目的ホール	100人	530円	650円	1,100円
省略				

備考 省略

2 省略

3 冷暖房使用料

(1) コミュニティサロン金谷南

使用区分	使用時間及び使用料		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後 0 時30分まで	午後 0 時30分から 午後 5 時30分まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
集会室 1	870円	970円	870円
集会室 2	870円	970円	870円
集会室 3	870円	970円	870円
集会室 4	870円	970円	870円

(2) コミュニティサロン金谷北

使用区分	使用時間及び使用料		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後 0 時30分まで	午後 0 時30分から 午後 5 時30分まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
多目的ホール	1,200円	1,410円	1,200円
集会室 1	870円	970円	870円
集会室 2	870円	970円	870円
和室 1	870円	970円	870円
和室 2	870円	970円	870円

○島田市山村都市交流センター条例（第40条関係）

別表（第15条関係）

1 宿泊施設利用料

(1) 宿泊室等利用料

利用区分	定員	単位	宿泊者の区分	利用料
宿泊室	8人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	1,750円

(1) 省略

(2) コミュニティサロン金谷北

使用区分	定員	使用時間及び使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時30分から 午後 0 時30分まで	午後 0 時30分から 午後 5 時30分まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
多目的ホール	100人	530円	640円	1,080円
省略				

備考 省略

2 省略

3 冷暖房使用料

(1) コミュニティサロン金谷南

使用区分	使用時間及び使用料		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後 0 時30分まで	午後 0 時30分から 午後 5 時30分まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
集会室 1	860円	960円	860円
集会室 2	860円	960円	860円
集会室 3	860円	960円	860円
集会室 4	860円	960円	860円

(2) コミュニティサロン金谷北

使用区分	使用時間及び使用料		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後 0 時30分まで	午後 0 時30分から 午後 5 時30分まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
多目的ホール	1,180円	1,390円	1,180円
集会室 1	860円	960円	860円
集会室 2	860円	960円	860円
和室 1	860円	960円	860円
和室 2	860円	960円	860円

○島田市山村都市交流センター条例（第40条関係）

別表（第15条関係）

1 宿泊施設利用料

(1) 宿泊室等利用料

利用区分	定員	単位	宿泊者の区分	利用料
宿泊室	8人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	1,720円

			高校生の団体	3,510円
			その他の者	6,150円
和室（小）	6人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	1,310円
			高校生の団体	2,630円
			その他の者	4,610円
和室（大）	12人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	2,630円
			高校生の団体	5,270円
			その他の者	9,230円

(2) 省略

2 集会施設等利用料

(1) 研修室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室	80人	1,630円	2,200円	2,200円	6,030円
会議室	24人	650円	870円	870円	2,410円
音楽室	24人	430円	530円	530円	1,520円
和室（小）	6人	310円	430円	430円	1,200円
和室（大）	12人	650円	870円	870円	2,410円
宿泊室	8人	310円	430円	430円	1,200円
体育館		360円	360円	360円	1,100円

(2) 附帯設備利用料

利用区分	単位	利用料
省略		
多目的広場照明設備	1回につき	1,630円

備考 省略

○島田市総合スポーツセンター条例（第41条関係）

別表（第14条関係）

1 施設利用料

(1) メインアリーナ

ア 夏期

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前8時 30分から	午後1時 から午後	午後6時 から午後	午前8時 30分から	午前8時 30分から

			高校生の団体	3,450円
			その他の者	6,040円
和室（小）	6人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	1,290円
			高校生の団体	2,590円
			その他の者	4,530円
和室（大）	12人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	2,590円
			高校生の団体	5,180円
			その他の者	9,070円

(2) 省略

2 集会施設等利用料

(1) 研修室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室	80人	1,610円	2,160円	2,160円	5,930円
会議室	24人	640円	860円	860円	2,370円
音楽室	24人	430円	530円	530円	1,500円
和室（小）	6人	310円	430円	430円	1,180円
和室（大）	12人	640円	860円	860円	2,370円
宿泊室	8人	310円	430円	430円	1,180円
体育館		360円	360円	360円	1,080円

(2) 附帯設備利用料

利用区分	単位	利用料
省略		
多目的広場照明設備	1回につき	1,610円

備考 省略

○島田市総合スポーツセンター条例（第41条関係）

別表（第14条関係）

1 施設利用料

(1) メインアリーナ

ア 夏期

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前8時 30分から	午後1時 から午後	午後6時 から午後	午前8時 30分から	午前8時 30分から

			正午まで	5時まで	9時30分 まで	午後5時 まで	午後9時 30分まで
アマ チュ アス ポー ツ、 レク リ エー ショ ン等 に利 用す る場 合	入場 料を 徴収 しな い場 合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	<u>6,180円</u>	<u>7,030円</u>	<u>6,180円</u>	<u>14,090円</u>	<u>21,160円</u>
		市内に住 所を有し ないもの	<u>18,550円</u>	<u>21,120円</u>	<u>18,550円</u>	<u>42,290円</u>	<u>63,490円</u>
		その他の 者	<u>12,370円</u>	<u>14,080円</u>	<u>12,370円</u>	<u>28,200円</u>	<u>42,320円</u>
に利 用す る場 合	入場 料を 徴収 する 場合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	<u>12,460円</u>	<u>14,160円</u>	<u>12,460円</u>	<u>27,510円</u>	<u>40,860円</u>
		市内に住 所を有し ないもの	<u>37,410円</u>	<u>42,500円</u>	<u>37,410円</u>	<u>82,530円</u>	<u>122,580円</u>
		その他の 者	<u>24,940円</u>	<u>28,330円</u>	<u>24,940円</u>	<u>55,020円</u>	<u>81,720円</u>
その 他の 場合	入場 料を 徴収 しな い場 合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	<u>15,610円</u>	<u>17,720円</u>	<u>15,610円</u>	<u>34,210円</u>	<u>50,700円</u>
		市内に住 所を有し ないもの	<u>46,840円</u>	<u>53,170円</u>	<u>46,840円</u>	<u>102,640円</u>	<u>152,110円</u>
		その他の 者	<u>31,220円</u>	<u>35,450円</u>	<u>31,220円</u>	<u>68,430円</u>	<u>101,410円</u>
	入場 料を 徴収 する 場合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	<u>40,750円</u>	<u>46,220円</u>	<u>40,750円</u>	<u>87,840円</u>	<u>129,480円</u>
		市内に住 所を有し ないもの	<u>122,260円</u>	<u>138,670円</u>	<u>122,260円</u>	<u>263,550円</u>	<u>388,460円</u>

			正午まで	5時まで	9時30分 まで	午後5時 まで	午後9時 30分まで
アマ チュ アス ポー ツ、 レク リ エー ショ ン等 に利 用す る場 合	入場 料を 徴収 しな い場 合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	<u>6,070円</u>	<u>6,910円</u>	<u>6,070円</u>	<u>13,840円</u>	<u>20,780円</u>
		市内に住 所を有し ないもの	<u>18,220円</u>	<u>20,740円</u>	<u>18,220円</u>	<u>41,530円</u>	<u>62,340円</u>
		その他の 者	<u>12,150円</u>	<u>13,830円</u>	<u>12,150円</u>	<u>27,690円</u>	<u>41,560円</u>
に利 用す る場 合	入場 料を 徴収 する 場合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	<u>12,240円</u>	<u>13,910円</u>	<u>12,240円</u>	<u>27,010円</u>	<u>40,120円</u>
		市内に住 所を有し ないもの	<u>36,730円</u>	<u>41,730円</u>	<u>36,730円</u>	<u>81,030円</u>	<u>120,360円</u>
		その他の 者	<u>24,490円</u>	<u>27,820円</u>	<u>24,490円</u>	<u>54,020円</u>	<u>80,240円</u>
その 他の 場合	入場 料を 徴収 しな い場 合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	<u>15,330円</u>	<u>17,400円</u>	<u>15,330円</u>	<u>33,590円</u>	<u>49,780円</u>
		市内に住 所を有し ないもの	<u>45,990円</u>	<u>52,210円</u>	<u>45,990円</u>	<u>100,780円</u>	<u>149,350円</u>
		その他の 者	<u>30,660円</u>	<u>34,810円</u>	<u>30,660円</u>	<u>67,190円</u>	<u>99,570円</u>
	入場 料を 徴収 する 場合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	<u>40,010円</u>	<u>45,380円</u>	<u>40,010円</u>	<u>86,250円</u>	<u>127,130円</u>
		市内に住 所を有し ないもの	<u>120,040円</u>	<u>136,150円</u>	<u>120,040円</u>	<u>258,760円</u>	<u>381,400円</u>

	その他の者	<u>81,510円</u>	<u>46,220円</u>	<u>81,510円</u>	<u>175,700円</u>	<u>258,970円</u>
--	-------	----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------

イ 夏期以外の期間

利用区分		利用時間及び利用料				
		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前 8 時 30 分から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで
アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合	入場料を徴収しない場合	<u>6,280円</u>	<u>7,110円</u>	<u>6,280円</u>	<u>13,400円</u>	<u>19,680円</u>
	入場料を徴収する場合	<u>18,850円</u>	<u>21,360円</u>	<u>18,850円</u>	<u>40,220円</u>	<u>59,080円</u>
その他の場合	入場料を徴収しない場合	<u>25,130円</u>	<u>28,480円</u>	<u>25,130円</u>	<u>53,630円</u>	<u>78,770円</u>
	入場料を徴収する場合	<u>75,420円</u>	<u>85,480円</u>	<u>75,420円</u>	<u>160,900円</u>	<u>236,330円</u>

(2) サブアリーナ

利用区分		利用時間及び利用料				
		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前 8 時 30 分から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで
アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合	入場料を徴収しない場合	<u>2,930円</u>	<u>3,350円</u>	<u>2,930円</u>	<u>6,280円</u>	<u>9,210円</u>
	入場料を徴収する場合	<u>8,800円</u>	<u>10,050円</u>	<u>8,800円</u>	<u>18,850円</u>	<u>27,650円</u>
その他の場合	入場料を徴収しない場合	<u>11,730円</u>	<u>13,400円</u>	<u>11,730円</u>	<u>25,130円</u>	<u>36,870円</u>
	入場料を徴収する場合	<u>35,200円</u>	<u>40,220円</u>	<u>35,200円</u>	<u>75,420円</u>	<u>110,620円</u>

	その他の者	<u>80,030円</u>	<u>45,380円</u>	<u>80,030円</u>	<u>172,510円</u>	<u>254,270円</u>
--	-------	----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------

イ 夏期以外の期間

利用区分		利用時間及び利用料				
		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前 8 時 30 分から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで
アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合	入場料を徴収しない場合	<u>6,170円</u>	<u>6,990円</u>	<u>6,170円</u>	<u>13,160円</u>	<u>19,330円</u>
	入場料を徴収する場合	<u>18,510円</u>	<u>20,980円</u>	<u>18,510円</u>	<u>39,490円</u>	<u>58,010円</u>
その他の場合	入場料を徴収しない場合	<u>24,680円</u>	<u>27,970円</u>	<u>24,680円</u>	<u>52,660円</u>	<u>77,340円</u>
	入場料を徴収する場合	<u>74,050円</u>	<u>83,930円</u>	<u>74,050円</u>	<u>157,980円</u>	<u>232,040円</u>

(2) サブアリーナ

利用区分		利用時間及び利用料				
		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前 8 時 30 分から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで
アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合	入場料を徴収しない場合	<u>2,880円</u>	<u>3,290円</u>	<u>2,880円</u>	<u>6,170円</u>	<u>9,050円</u>
	入場料を徴収する場合	<u>8,640円</u>	<u>9,870円</u>	<u>8,640円</u>	<u>18,510円</u>	<u>27,150円</u>
その他の場合	入場料を徴収しない場合	<u>11,520円</u>	<u>13,160円</u>	<u>11,520円</u>	<u>24,680円</u>	<u>36,200円</u>
	入場料を徴収する場合	<u>34,560円</u>	<u>39,490円</u>	<u>34,560円</u>	<u>74,050円</u>	<u>108,610円</u>

(3) 多目的武道場

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時30分 まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午前 8 時 30分から 午後 9 時 30分まで
アマチュアスポーツ 等に利用する場合	<u>1,880円</u>	<u>2,080円</u>	<u>1,880円</u>	<u>3,970円</u>	<u>5,860円</u>
その他の場合	<u>7,530円</u>	<u>8,370円</u>	<u>7,530円</u>	<u>15,910円</u>	<u>23,460円</u>
省略					

(4) 弓道場

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時30分 まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午前 8 時 30分から 午後 9 時 30分まで
アマチュアスポーツ 等に利用する場合	<u>1,350円</u>	<u>1,460円</u>	<u>1,350円</u>	<u>2,820円</u>	<u>4,180円</u>
その他の場合	<u>5,430円</u>	<u>5,860円</u>	<u>5,430円</u>	<u>11,300円</u>	<u>16,750円</u>
省略					

(5) アリーナ控室、運営室及び師範室

単位	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前 8 時30分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5時まで	午後 6 時から 午後 9 時30分 まで	午前 8 時30分 から午後 5 時 まで	午前 8 時30分 から午後 9 時 30分まで
1 室	510円	510円	510円	<u>1,030円</u>	<u>1,560円</u>

(6) 多目的室

利用区分	単位	利用料
アマチュアスポーツ等に利用する場合	1 時間につき	<u>620円</u>
その他の場合	1 時間につき	<u>2,500円</u>
省略		

(7) 軽体操室

利用区分	単位	利用料
省略		
その他の場合	1 時間につき	<u>1,250円</u>
省略		

(8) 省略

(3) 多目的武道場

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時30分 まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午前 8 時 30分から 午後 9 時 30分まで
アマチュアスポーツ 等に利用する場合	<u>1,850円</u>	<u>2,050円</u>	<u>1,850円</u>	<u>3,900円</u>	<u>5,760円</u>
その他の場合	<u>7,400円</u>	<u>8,220円</u>	<u>7,400円</u>	<u>15,630円</u>	<u>23,040円</u>
省略					

(4) 弓道場

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時30分 まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午前 8 時 30分から 午後 9 時 30分まで
アマチュアスポーツ 等に利用する場合	<u>1,330円</u>	<u>1,440円</u>	<u>1,330円</u>	<u>2,770円</u>	<u>4,110円</u>
その他の場合	<u>5,340円</u>	<u>5,760円</u>	<u>5,340円</u>	<u>11,100円</u>	<u>16,450円</u>
省略					

(5) アリーナ控室、運営室及び師範室

単位	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前 8 時30分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5時まで	午後 6 時から 午後 9 時30分 まで	午前 8 時30分 から午後 5 時 まで	午前 8 時30分 から午後 9 時 30分まで
1 室	510円	510円	510円	<u>1,020円</u>	<u>1,540円</u>

(6) 多目的室

利用区分	単位	利用料
アマチュアスポーツ等に利用する場合	1 時間につき	<u>610円</u>
その他の場合	1 時間につき	<u>2,460円</u>
省略		

(7) 軽体操室

利用区分	単位	利用料
省略		
その他の場合	1 時間につき	<u>1,230円</u>
省略		

(8) 省略

(9) 省略

(10) プール

利用区分	単位	利用者の区分	利用時間及び 利用料	
			午前10時 から午後 4時まで	午後5時 から午後 9時まで
省略				
1 コースを占有し て利用する場合	1 コース当たり、 1 時間につき	高校生以下の者	<u>1,030円</u>	
		その他の者	<u>3,130円</u>	
回数券を購入して 利用する場合	12回（1回3時 間）分	高校生以下の者	<u>2,080円</u>	
		その他の者	<u>4,180円</u>	

(11) 研修室

利用区分	単位	利用料
省略		
その他の場合	1 時間につき	<u>2,080円</u>

備考

1

（ 省略

7

8 メインアリーナの一部を個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき300円とし、サブアリーナの一部を個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき150円とする。ただし、メインアリーナの一部を夏期に個人で利用する場合の利用料の額は、1人当たり1時間につき600円とする。

9

（ 省略

14

2 照明設備利用料

利用区分	単位	利用料
メインアリーナ	1 時間につき	<u>1,350円</u>
サブアリーナ	1 時間につき	<u>620円</u>
省略		

3 冷暖房利用料

利用区分	単位	利用料
メインアリーナ（冷房）	1 時間につき	<u>1,740円</u>
メインアリーナ（暖房）	1 時間につき	<u>1,390円</u>
サブアリーナ	1 時間につき	<u>1,880円</u>

(9) 省略

(10) プール

利用区分	単位	利用者の区分	利用時間及び 利用料	
			午前10時 から午後 4時まで	午後5時 から午後 9時まで
省略				
1 コースを占有し て利用する場合	1 コース当たり、 1 時間につき	高校生以下の者	1,020円	
		その他の者	3,080円	
回数券を購入して 利用する場合	12回（1回3時 間）分	高校生以下の者	2,050円	
		その他の者	4,110円	

(11) 研修室

利用区分	単位	利用料
省略		
その他の場合	1 時間につき	2,050円

備考

1

（ 省略

7

8 メインアリーナの一部を個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき300円とし、サブアリーナの一部を個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき150円とする。ただし、メインアリーナの一部を夏期に個人で利用する場合の利用料の額は、1人当たり1時間につき590円とする。

9

（ 省略

14

2 照明設備利用料

利用区分	単位	利用料
メインアリーナ	1 時間につき	1,330円
サブアリーナ	1 時間につき	610円
省略		

3 冷暖房利用料

利用区分	単位	利用料
メインアリーナ（冷房）	1 時間につき	1,710円
メインアリーナ（暖房）	1 時間につき	1,370円
サブアリーナ	1 時間につき	1,850円

多目的武道場	1時間につき	1,250円
省略		

備考 省略

4 附帯設備利用料

区分	単位	利用料
電光掲示板	一式	1,560円
省略		

備考 省略

○島田市こども館条例（第42条関係）

別表第2（第14条関係）

区分	単位	利用料		
		児童	大人（市内）	大人（市外）
省略				
回数券	1枚、11回分	1,030円	1,030円	2,080円

備考 省略

○島田市川根温泉ホテル条例（第43条関係）

別表第2（第14条関係）

1 宿泊施設利用料

(1) 宿泊室利用料（宿泊の場合に限る。）

部屋名	定員	単位	大人		小人		幼児	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外
和室	5人	1人1泊につき	6,600円	7,700円	3,300円	3,850円	1,100円	1,100円
洋室1	3人	1人1泊につき	6,600円	7,700円	3,300円	3,850円	1,100円	1,100円
洋室2	2人	1人1泊につき	6,600円	7,700円	3,300円	3,850円	1,100円	1,100円

備考 省略

(2) 宿泊室利用料（宿泊以外の場合に限る。）

定員	市内	市外
5人	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 次に掲げる額	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 次に掲げる額

多目的武道場	1時間につき	1,230円
省略		

備考 省略

4 附帯設備利用料

区分	単位	利用料
電光掲示板	一式	1,540円
省略		

備考 省略

○島田市こども館条例（第42条関係）

別表第2（第14条関係）

区分	単位	利用料		
		児童	大人（市内）	大人（市外）
省略				
回数券	1枚、11回分	1,020円	1,020円	2,050円

備考 省略

○島田市川根温泉ホテル条例（第43条関係）

別表第2（第14条関係）

1 宿泊施設利用料

(1) 宿泊室利用料（宿泊の場合に限る。）

部屋名	定員	単位	大人		小人		幼児	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外
和室	5人	1人1泊につき	6,480円	7,560円	3,240円	3,780円	1,080円	1,080円
洋室1	3人	1人1泊につき	6,480円	7,560円	3,240円	3,780円	1,080円	1,080円
洋室2	2人	1人1泊につき	6,480円	7,560円	3,240円	3,780円	1,080円	1,080円

備考 省略

(2) 宿泊室利用料（宿泊以外の場合に限る。）

定員	市内	市外
5人	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 次に掲げる額	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 次に掲げる額

ア 2時間未満 1室につき <u>2,200円</u>	ア 2時間未満 1室につき <u>3,300円</u>
イ 2時間以上3時間以下 1室につき <u>3,300円</u>	イ 2時間以上3時間以下 1室につき <u>4,400円</u>
(2) 入浴料 次に掲げる額	(2) 入浴料 次に掲げる額
ア 大人 1人当たり <u>520円</u>	ア 大人 1人当たり <u>880円</u>
イ 小人 1人当たり <u>310円</u>	イ 小人 1人当たり <u>630円</u>

備考

1

〈 省略

5

6 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の宿泊室利用料は、この表に規定する額に、超過時間1時間につき1,100円を加えて得た額とする。この場合において、当該超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。

(3) 娯楽室利用料

定員	単位	市内	市外
12人	1時間につき	<u>550円</u>	<u>1,100円</u>

備考 省略

2 多目的室利用料

(1) 室利用料（宿泊に係る利用に限る。）

定員	単位	市内	市外
12人	1泊につき	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 1室につき <u>9,900円</u> (2) 入浴料等 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり <u>1,470円</u> イ 小人 1人当たり <u>1,410円</u> ウ 幼児 1人当たり <u>1,100円</u>	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 1室につき <u>19,800円</u> (2) 入浴料等 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり <u>1,840円</u> イ 小人 1人当たり <u>1,730円</u> ウ 幼児 1人当たり <u>1,100円</u>

備考 省略

(2) 室利用料（宿泊に係る利用を除く。）

定員	単位	市内	市外
36人	1時間につき	<u>550円</u>	<u>1,100円</u>

備考 省略

3 入浴施設利用料

ア 2時間未満 1室につき <u>2,160円</u>	ア 2時間未満 1室につき <u>3,240円</u>
イ 2時間以上3時間以下 1室につき <u>3,240円</u>	イ 2時間以上3時間以下 1室につき <u>4,320円</u>
(2) 入浴料 次に掲げる額	(2) 入浴料 次に掲げる額
ア 大人 1人当たり <u>510円</u>	ア 大人 1人当たり <u>860円</u>
イ 小人 1人当たり <u>300円</u>	イ 小人 1人当たり <u>610円</u>

備考

1

（ 省略

5

6 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の宿泊室利用料は、この表に規定する額に、超過時間1時間につき1,080円を加えて得た額とする。この場合において、当該超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。

(3) 娯楽室利用料

定員	単位	市内	市外
12人	1時間につき	<u>540円</u>	<u>1,080円</u>

備考 省略

2 多目的室利用料

(1) 室利用料（宿泊に係る利用に限る。）

定員	単位	市内	市外
12人	1泊につき	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 1室につき <u>9,720円</u> (2) 入浴料等 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり <u>1,440円</u> イ 小人 1人当たり <u>1,380円</u> ウ 幼児 1人当たり <u>1,080円</u>	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 1室につき <u>19,440円</u> (2) 入浴料等 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり <u>1,800円</u> イ 小人 1人当たり <u>1,690円</u> ウ 幼児 1人当たり <u>1,080円</u>

備考 省略

(2) 室利用料（宿泊に係る利用を除く。）

定員	単位	市内	市外
36人	1時間につき	<u>540円</u>	<u>1,080円</u>

備考 省略

3 入浴施設利用料

利用区分		大人		小人	
		市内	市外	市内	市外
当日券	1人1回につき	<u>520円</u>	<u>890円</u>	<u>310円</u>	<u>630円</u>
回数券	1枚11回分	<u>5,160円</u>	<u>8,830円</u>	<u>3,140円</u>	<u>6,290円</u>

備考 省略

○島田市かなや会館条例（第44条関係）

別表（第6条関係）

1 大集会室等使用料

使用区分	定員	使用時間及び基本使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分 から正午 まで	午後1時 から午後5 時まで	午後6時 から午後9 時30分 まで	午前8時30 分 から午後9 時30分 まで
大集会室	54人	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>
省略					

備考 省略

2 冷暖房使用料

使用区分	使用時間及び基本使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分 から正午 まで	午後1時 から午後5 時まで	午後6時 から午後9 時30分 まで	午前8時30 分 から午後9 時30分 まで
大集会室	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,190円</u>
和室1	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>
和室2	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>
小会議室	520円	520円	520円	<u>1,590円</u>

○島田市納骨堂条例（第45条関係）

（使用料）

第7条 納骨堂の使用料は、次の表のとおりとする。

区分	使用料
永年納骨	1体につき <u>110,000円</u>
期限付納骨	1体、1年につき <u>5,500円</u>

2 省略

利用区分		大人		小人	
		市内	市外	市内	市外
当日券	1人1回につき	<u>510円</u>	<u>870円</u>	<u>300円</u>	<u>610円</u>
回数券	1枚11回分	<u>5,090円</u>	<u>8,690円</u>	<u>3,080円</u>	<u>6,170円</u>

備考 省略

○島田市かなや会館条例（第44条関係）

別表（第6条関係）

1 大集会室等使用料

使用区分	定員	使用時間及び基本使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後9時 30分まで	午前8時30分 から午後 9時30分ま で
大集会室	54人	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>
省略					

備考 省略

2 冷暖房使用料

使用区分	使用時間及び基本使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分 から正午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分か ら午後9時30分 まで
大集会室	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
和室1	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>
和室2	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>
小会議室	520円	520円	520円	<u>1,570円</u>

○島田市納骨堂条例（第45条関係）

（使用料）

第7条 納骨堂の使用料は、次の表のとおりとする。

区分	使用料
永年納骨	1体につき <u>108,000円</u>
期限付納骨	1体、1年につき <u>5,400円</u>

2 省略

○しまだ楽習センター条例（第46条関係）

別表（第14条関係）

利用区分		定員	利用単位及び利用料	
			時間利用	全日利用
			1時間につき	午前9時から午後10時まで
楽習室	第1楽習室	24人	340円	<u>4,030円</u>
	第2楽習室	36人	340円	<u>4,030円</u>
	第3楽習室	36人	340円	<u>4,030円</u>
	第4楽習室	36人	340円	<u>4,030円</u>
	第5楽習室	90人	530円	<u>6,110円</u>
和室	和室1	8人	170円	<u>2,010円</u>
	和室2	8人	170円	<u>2,010円</u>
	全室	26人	340円	<u>4,030円</u>
料理講習室		20人	<u>560円</u>	<u>6,440円</u>
体育室		50人	530円	<u>6,110円</u>

備考 省略

○しまだ音楽広場条例（第47条関係）

別表（第6条関係）

使用区分		定員	使用料（1時間につき）		
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午後10時から午前零時まで
Aスタジオ	平日	4人	400円	<u>610円</u>	<u>810円</u>
	休日等		500円	<u>710円</u>	<u>910円</u>
Bスタジオ	平日	6人	<u>610円</u>	<u>810円</u>	<u>1,010円</u>
	休日等		<u>710円</u>	<u>910円</u>	<u>1,120円</u>
Cスタジオ	平日	20人	<u>910円</u>	<u>1,120円</u>	<u>1,320円</u>
	休日等		<u>1,010円</u>	<u>1,220円</u>	<u>1,420円</u>

備考 省略

○しまだ楽習センター条例（第46条関係）

別表（第14条関係）

利用区分		定員	利用単位及び利用料	
			時間利用	全日利用
			1時間につき	午前9時から午後10時まで
楽習室	第1楽習室	24人	340円	<u>3,960円</u>
	第2楽習室	36人	340円	<u>3,960円</u>
	第3楽習室	36人	340円	<u>3,960円</u>
	第4楽習室	36人	340円	<u>3,960円</u>
	第5楽習室	90人	530円	<u>6,000円</u>
和室	和室1	8人	170円	<u>1,980円</u>
	和室2	8人	170円	<u>1,980円</u>
	全室	26人	340円	<u>3,960円</u>
料理講習室		20人	<u>550円</u>	<u>6,330円</u>
体育室		50人	530円	<u>6,000円</u>

備考 省略

○しまだ音楽広場条例（第47条関係）

別表（第6条関係）

使用区分		定員	使用料（1時間につき）		
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午後10時から午前零時まで
Aスタジオ	平日	4人	400円	<u>600円</u>	<u>800円</u>
	休日等		500円	<u>700円</u>	<u>900円</u>
Bスタジオ	平日	6人	<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>1,000円</u>
	休日等		<u>700円</u>	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>
Cスタジオ	平日	20人	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,300円</u>
	休日等		<u>1,000円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,400円</u>

備考 省略

新 条 文

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(建築の制限)

第4条 この条例の適用を受ける区域内においては、法別表第2(か)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が大規模集客施設制限地区内の土地利用の状況等に照らし、公益上必要な建築物で適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。

2 省略

対 照 表

る条例

旧 条 文
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）</u>の定めるところによる。</p> <p>(建築の制限)</p> <p>第4条 この条例の適用を受ける区域内においては、<u>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものは、建築してはならない。</u>ただし、市長が大規模集客施設制限地区内の土地利用の状況等に照らし、公益上必要な建築物で適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>

議案第27号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

新 条 文

(定員)

第2条 団員の定員は、860人とする。

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 省略

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 省略

(4) 省略

対 照 表

旧 条 文
<p>(定員)</p> <p>第2条 団員の定員は、<u>955人</u>とする。</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>

新 条 文

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 省略

(5) 省略

(6) 第1号又は第2号に規定する卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は同法による大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業生にあっては1年以上、第2号に規定する卒業生にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 省略

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

2 省略

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 省略

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 省略

対 照 表

の資格基準に関する条例

旧	条	文
		<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 第1号又は第2号に規定する卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は<u>学校教育法</u>による大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は<u>水道環境</u>を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>2 省略</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 省略</p>

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 省略

(6) 省略

2 省略

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 省略

(6) 省略

2 省略

例規名 静岡地方税滞納整理機構規約

新 条 文

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 軽自動車税（地方税法第442条第5号に規定する軽自動車及び同条第7号に規定する二輪の小型自動車に限る。）に係る申告書又は報告書（構成団体へ直接提出されるものを除く。）の受付、審査、保管及びこれらに関連する事務

対 照 表

旧 条 文
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)</p> <p>) 省略</p> <p>(3)</p> <p>(4) 軽自動車税及び自動車取得税（<u>地方税法第442条第2号</u>に規定する軽自動車及び<u>同条第4号</u>に規定する二輪の小型自動車に限る。）に係る申告書又は報告書（構成団体へ直接提出されるものを除く。）の受付、審査、保管及びこれらに関連する事務</p>